

生物多様性鹿児島県戦略

最終評価

令和6年3月
鹿児島県

生物多様性鹿児島県戦略（現行戦略）の最終評価（案）

1 最終評価方法

生物多様性鹿児島県戦略では、基本方針等に基づく5つの基本テーマ及び1つの特別テーマに基づいた行動計画に沿って戦略的な取組を含めた個別の取組を実施してまいりました。また、戦略の達成状況を評価するため10項目の数値目標を設定しました。さらに、短期目標として、10年後のイメージ（2024年）を掲載しています。最終評価においては、これらの達成状況等を踏まえ、中間評価と同様の方法で総合的に評価しました。

2 各項目ごとの評価

(1) 行動計画の最終評価

各テーマの大項目（21項目）において、「◎：8割以上達成」は8項目、「○：5割以上達成」は11項目、「△：5割未満達成」は2項目（「地域における人と自然との関わり（環境文化）の伝承と記録」及び「消費行動の改善に向けた取組の促進」）となりました。一部において、目標未達の取組はあるものの、戦略策定時と比較し、それぞれの取組を通じて一定程度の生物多様性の保全と活用が図られたものと評価しました。

(2) 数値目標の最終評価

数値目標については、現時点で目標数値以上を達成している項目は1項目、目標数値の8割以上を達成している項目は2項目、目標数値の5割以下の項目は4項目（「「生物多様性」という言葉の県民の認知度」及び「生物多様性地域戦略を策定する市町村数」、「聞き書き」に取り組む団体数」、「ニホンジカの生息密度」）、戦略策定時より数値が悪化しているものは、3項目（「鳥獣保護区の面積」及び「生息・生育環境の悪化を理由に鹿児島県レッドリストに掲載されている絶滅危惧種の数」、「交通事故や他の生物の捕食による死亡が確認されたアマミノクロウサギの数」）となっています。戦略策定当時と数値目標に関する周辺状況等の変化もありますが、未達理由を分析し、更なる取組の推進が必要と評価しました。

(3) 戦略的な取組の実施状況評価

戦略的な取組については、戦略策定時と比較し、いずれも取組が前進しました。この中には、県立自然公園における環境文化の聞き書き事業の実施、県立自然公園総点検事業の実施と自然公園の指定推進、「指定外来動植物による鹿児島島の生態系に係る被害の防止に関する条例」の施行、指定外来動植物の指定及び防除事業の実施等の総合的な外来種対策の推進、「奄美大島・徳之島における公共事業環境配慮指針」の策定、総延長550kmの「世界自然遺産奄美トレイル」の全線開通等、従前になかった新規の取組が含まれ、戦略が各種取組を前進させたと評価しました。

(4) 10年後の鹿児島（2024年）のイメージの実現状況の評価

行動計画、数値目標及び戦略的な取組の状況を踏まえると、10年後の鹿児島（2024年）のイメージについては、定量的な評価が困難なものも含まれますが、住民参加による自然再生の取組、外来種対策、鳥獣被害対策、市町村における生物多様性地域戦略の策定、奄美群島の世界自然遺産登録等、一定程度の進捗がみられるところですが、どの項目も到達に至っているとまでは言い難く、到達に向けた途上にあり、引き続き取り組む必要があるものと評価しました。

3 最終評価

行動計画や戦略的な取組においては、一定程度の生物多様性の保全と活用が図られたものと評価した一方、数値目標については、目標を達成しているものは限られており、また、10年後の鹿児島（2024年）のイメージは到達に向けた途上にあり、引き続き取り組む必要があるものと評価されたことから、最終的には、これらの点を踏まえて、次期戦略において、具体的な行動計画、数値目標等の見直しを行う必要があるものと評価しました。

行動計画の達成状況

【進捗状況評価（所管課）】

5：想定以上の進捗 2：ほとんど進捗していない
 4：想定どおりに進捗 1：全く進捗していない
 3：想定した半分の進捗

【最終評価（事務局）】

◎：8割以上達成（評価4以上の割合が8割以上）
 ○：5割以上達成（評価4以上の割合が5割以上）
 △：5割未満達成（評価4以上の割合が5割未満）

基本テーマ等	大項目	最終評価								
		各所管課による進捗状況の評価					事務局の評価			
		取組項目数	評価5	評価4	評価3	評価2	評価1	平均値	達成度(%) ※評価4以上の割合	評価
1 参加を通じて、人と自然(生物多様性)のつながりを理解するための取組	① 普及啓発	7件		4	3			3.6	57.1	○
	② 環境教育・学習	4件	1	2	1			4.0	75.0	○
	③ 参加・体験	10件		9	1			3.9	90.0	◎
	④ 人材育成	5件	1	3	1			4.0	80.0	◎
2 重要地域を保全し、自然のつながりを取り戻すための取組	① 重要地域の保全	15件		11	4			3.7	73.3	○
	② 自然再生と生態系ネットワークの形成	6件		4	1	1		3.5	66.7	○
	③ 多様な生態系の保全と回復	37件		32	5			3.9	86.5	◎
3 生物多様性情報を蓄積し、科学的に生態系を管理するための取組	① 生物多様性情報の収集・蓄積・共有	8件		4	3	1		3.4	50.0	○
	② 外来種への対応	7件		4	3			3.6	57.1	○
	③ 野生生物等の保護管理	19件		10	9			3.5	52.6	○
4 生物多様性を支え、生物多様性に支えられる環境文化を継承するための取組	① 地域における人と自然との関わり(環境文化)の伝承と記録	3件		1	2			3.3	33.3	△
	② 屋久島環境文化村構想の推進	4件		4				4.0	100.0	◎
5 生物多様性の向上につながる産業活動やライフスタイルに転換するための取組	① 農林水産業における生物多様性の保全と持続可能な利用の推進	38件		32	6			3.8	84.2	◎
	② 生物多様性に配慮した観光の振興	6件		4	2			3.7	66.7	○
	③ 生物多様性に配慮した公共事業の推進	17件		17				4.0	100.0	◎
	④ 地球温暖化対策の推進	10件		7	3			3.7	70.0	○
	⑤ 化学物質など非生物的要因への対応	9件		9				4.0	100.0	◎
	⑥ 環境影響評価の充実・強化による生物多様性の保全	5件		5				4.0	100.0	◎
	⑦ 消費行動の改善に向けた取組の促進	1件				1		2.0	0.0	△
【特別テーマ】 2つの世界自然遺産を目指す地域としての先駆的な取組	① 世界自然遺産候補地・奄美群島での取組	23件		18	5			3.8	78.3	○
	② 世界自然遺産・屋久島での取組	15件		11	4			3.7	73.3	○
計		249件	2	191	53	3	0	3.8	71.2	

※令和4年度末時点の評価

注釈：評価

◎：目標達成

○：未達だが進捗あり

△：基準値より悪化

数値目標の達成状況

基本テーマ		指標項目	基準値 (2013)	目標値 (2023)	達成状況 (2023)	達成度 (2023)	評価
1	参加を通じて、人と自然(生物多様性)のつながりを理解するための取組	1 「生物多様性」という言葉の県民の認知度	33%	80%	35%	4.3%	○
		2 生物多様性地域戦略を策定する市町村数	2市	43市町村(全市町村)	9市町村	17.1%	○
2	重要地域を保全し、自然のつながりを取り戻すための取組	3 県土面積に対する自然公園の指定割合	9.4%	平成35年度までに14.4%	13.9%	94.4%	○
		4 鳥獣保護区の面積	71,394ha	現状維持	68,870ha	戦略策定時より減少	△
3	生物多様性情報を蓄積し、科学的に生態系を管理するための取組	5 県本土及び種子島の二ホンシカ生息密度	県本土 37.7頭/㎢ 種子島 39.1頭/㎢	5頭/㎢ (保護地域) 2頭/㎢ (調整地域)	県本土 7.4頭/㎢ 種子島 5.7頭/㎢	39.2% (県本土) 50.9% (種子島)	○
		6 生息・生育環境の悪化を理由に鹿児島県レッドリストに掲載されている絶滅危惧種の数	1,222種	現状維持	1,435種	戦略策定時より増加	△
		7 指定希少野生動物種	42種	60種	52種	86.7%	○
4	生物多様性を支え、生物多様性に支えられる環境文化を継承するための取組	8 『聞き書き』に取り組む団体数	1団体	50団体	17団体	32.7%	○
特別テーマ	2つの世界自然遺産を目指す地域としての先進的な取組	9 交通事故や他の生物の捕食による死亡が確認されたアマミノクロウサギの数	約20頭/年	基準値の10分の1以下	175頭	-861.1%	△
		10 奄美群島工コツアーリズム推進協議会による認定ガイドの人数	0名	50名	161名	322%	◎

※令和4年度末時点の評価

取組の達成状況(行動計画)

行動計画	R4年度の実施状況	事業実施の効果及び今後の取組(対応)方針	評価(R4)
テーマ1 参加を通じて、人と自然(生物多様性)のつながりを理解するための取組			
1-1 普及啓発			
【戦略的な取組】			
<p>1 「鹿児島島の100人、100の風景」等を題材とした振り返りの機会の提供 この戦略の策定にあたって108名の方から心に残る自然の原体験等聞き書きし、一冊の書籍として出版した「鹿児島島の100人、100の風景」(鹿児島県環境林務部自然保護課、鹿児島大学鹿児島環境学研究会編著)を題材とした講演会の開催等を通じて、地域住民や子どもたちが、地域の自然の変わりゆく姿や自然と共生するくらしの有り様を振り返り、考える機会を提供します。</p>	<p>県立図書館に書籍を蔵書することにより、多くの県民に「鹿児島島の100人、100の風景」を見てもらい、地域の自然の変わりゆく姿や自然と共生するくらしの有り様を振り返り、考える機会を提供した。</p>	<p>県立図書館での貸出しや書店での販売を継続するなど、生物多様性の普及啓発に一定程度の効果はあったと思われるが、今後とも講演会等あらゆる機会を通じて、本書の多角的な活用促進を工夫していきたい。</p>	4
【主な取組】			
<p>2 ①生物多様性という言葉と意味を県民に浸透させるため、パンフレットや県ホームページ、facebook等での情報発信を進めるとともに、市町村や事業者、NPO等と連携した普及啓発に努めます。</p>	<p>生物多様性鹿児島県戦略の冊子及びパンフレットを各種会合等において紹介するとともに、県ホームページに掲載し、県民等に対し情報発信した。 県公式facebook「かごしまの自然と生物多様性」を活用し、鹿児島島の自然環境や生物多様性に関する情報の発信に努めた。 また、県民全体の生物多様性の保全再生に向けた気運を高めるため、県内において生物多様性の保全再生活動等を行う団体を支援するみんなの生物多様性サポーター支援事業を実施した。 令和4年度:10団体</p>	<p>各種会合で生物多様性鹿児島県戦略について紹介したり、自然保護課が実施した行事をフェイスブックに掲載するなど、情報発信に努めた。 広報効果をより高めるために、関心の高いと思われる層への発信を強化するなど、方法を工夫していく。 また、生物多様性の保全に関する普及啓発活動など、地域住民参加型や地域住民に活動結果のフィードバックできる取組に対する補助を通して、県民全体の生物多様性の保全再生活動に向けた機運を高める。</p>	3
<p>3 ②市町村の生物多様性地域戦略の策定を促進するため、各種情報提供などの支援を行います。</p>	<p>環境主要施策等説明会において各市町村の担当者に対し、各市町村において生物多様性地域戦略を策定するよう要請した。</p>	<p>生物多様性地域戦略を策定した県内自治体は、現在策定を検討している市町村も含めて9市町村にとどまり、戦略策定を通じた生物多様性に関する県民への普及啓発が図られているとはいえない。このため、今後とも市町村に対しては戦略策定の意義について丁寧な助言や情報提供等を図っていく。</p>	4
<p>4 ③自然環境や地球環境など、環境に関する情報の収集・提供に努めます。</p>	<p>かごしまeco-netにより、環境学習プログラムや環境学習施設の紹介等、環境関連に係る情報発信を行った。</p>	<p>子ども、家庭、事業者など、それぞれにあった環境学習情報を提供している。今後とも環境学習等についての情報提供の充実を努めていきたい。</p>	3
<p>5 ④子どもたちに対する環境への意識高揚に努めます。</p>	<p>県公式facebook「かごしまの自然と生物多様性」を活用し、鹿児島島の自然環境や生物多様性に関する情報の発信に努めた。 R4年度「いいね！」件数 件</p>	<p>県公式facebook「かごしまの自然と生物多様性」において自然保護課の各種取組をPRすることで、県民の自然環境等に関する理解が一定程度深まっていると思われるが、今後とも各種媒体を活用して鋭意、情報の収集、発信に努める必要がある。</p>	3
<p>6 ⑤子どもたちに対する環境への意識高揚に努めます。</p>	<p>小学校1年～中学校3年の児童・生徒を対象に環境レターを募集し、小学生511名、中学生904名、計1,415名の応募があった。そのうち優秀賞受賞者9名をかごしま子ども環境大臣に任命した。</p>	<p>平成30年度から募集対象を小学校1年生まで引き下げ、より多くの参加者に環境への関心を喚起し、省エネ活動の実践を促進することができた。 環境大臣になった本人だけでなく、その周囲の子どもや大人にも環境問題に関心を持ってもらい環境保全活動への参加や関心につながっていると考えられる。 環境保全活動に積極的に取り組む子ども達を少しでも多くするために、周知広報に努める必要がある。</p>	4
<p>7 ⑤県民の緑化思想の普及啓発を推進します。</p>	<p>かごしまみどりの基金による緑の募金活動や、県民等が行う森林整備及び緑化活動に対して支援を行った。</p>	<p>・事業実施の効果 かごしまみどりの基金による緑の募金活動や、県民等が行う森林整備及び緑化活動に対して支援を行い、県民等の森林やみどりに対する理解と関心を深めることができた。 ・今後の取組方針 かごしまみどりの基金による緑の募金活動や、県民等が行う森林整備及び緑化活動に対して支援を行う。</p>	4
1-2 環境教育・学習			
【戦略的な取組】			
<p>7 生物多様性を理解するための体験的な学習の促進 人と自然(生物多様性)のつながりについて理解を深めるため、学校や地域での生物多様性に関する教育と自然体験の機会の確保を図ります。また、鹿児島県生物教員等ネットワークやNPO等の団体と連携を図り、教員や指導者に対する指導マニュアル等の作成・提供等を通じて、生物多様性に関する学習の促進に努めます。</p>	<p>鳥獣保護事業の一環として、愛鳥モデル校を指定し、その活動を支援する事により、野生鳥類の保護思想の普及を図った。 環境教育の研究協力校を指定し、環境教育の研究を進めるとともに、野生生物に関する専門家を派遣した。</p>	<p>愛鳥思想高揚に係る教育、活動実績のある県内の小中学校等を鹿児島県愛鳥モデル校に指定し、更なる活動の促進を図った。今後新たな指定校について検討し、愛鳥思想の高揚を図ることとしたい。 環境教育を推進する学校に、野生生物に関する専門家を派遣する。</p>	4
<p>8 ①学校において、地域の自然体験活動を通して、生態系や種の多様性への理解を深め、自然保護や環境保全への意識を高める学習を推進します。</p>	<p>各学校において、各地域の特色ある自然を生かした体験活動を進めている。</p>	<p>県教育振興基本計画における「自然体験活動を実施している学校の割合(小中)」の数値目標は100%である。令和4年度は、すべての学校で実施された。今後も、学校において、地域の自然体験活動を通して、自然保護や環境保全への意識を高める学習に取り組むよう進めていきたい。</p>	5
<p>9 ②屋久島環境文化研修センター等を拠点として、屋久島の自然や屋久島で営まれている生活・生産活動等を生かした自然体験型環境学習を推進します。</p>	<p>広く全国から参加者を募り、自然を体験したり環境文化を学ぶため、屋久島のフィールドを活用した自然観察や島内の方々と交流を行った。 ＜屋久島自然・文化体験セミナー＞ 開催回数：5回 参加者：43人</p>	<p>令和2年度から令和4年度については、新型コロナウイルスの影響により、一部中止したため、実施回数が減った。H26～R4年度で自然・文化体験セミナーを延べ84回開催、延べ1,652人の参加があり、屋久島での自然体験を通じて人と自然のつながりなど、環境教育・学習の効果はほぼ想定どおりに図られているものと思われる。</p>	4

1-3 参加・体験

【戦略的な取組】

10	<p>生き物を指標とした地域づくりの推進(「一村一生物」運動(仮称))</p> <p>市町村(自治会、学校等)ごとにシンボル(象徴/指標)となる生物を選定し、市民参加型でその生物の生息・生育環境を保全する活動を行う「一村一生物」運動(仮称)を促進し、自然と共生する地域づくりにつなげます。こうした取組は、既に各地の市町村や集落、団体、学校等で行われています。また、特定の種の保護だけでなく、その背景にある生物多様性も視野に入れた取組となるように促すとともに、先駆的な地域づくりにつながった事例の紹介などを通じて、このような取組を行う市町村等の拡大を図ります。この「一村一生物」運動では、地域の象徴的な在来生物だけでなく、伝統野菜、自然と関わる伝統文化・慣習なども対象とし、自治体に限らず、自治会や学校などでの取組も推奨します。</p>	<p>令和4年度は、坊野町開元自然公園周辺地域(枕崎市、南さつま市)及び屋久島(口永良部島含む)において、自然と人との関わり(環境文化(歴史、文化、活用の技術、生活の知恵など))のストーリー発掘のため、「聞き書き」を実施した。</p> <p>この「聞き書き」活動を通して、地域で古くから伝わる、自然と関わる伝統文化や慣習、技術など、シンボルとなり得る素材の掘り起こしに繋がった。</p> <p>また、県民全体の生物多様性の保全再生に向けた機運を高めるため、県内において生物多様性の保全再生活動等を行う団体を支援する事業を行った。</p> <p>その他、地域における野生生物保護に関する取組の進展や外来種に関する新たな推進員制度の創設等の関連する取組が進められている。</p>	<p>聞き書き活動を通して、シンボルとなり得る素材の掘り起こしが進められており、全国的に取組が進むよう、地域を変えながら活動を継続していく。</p> <p>また、生物多様性の保全に関する普及啓発活動など、地域住民参加型や地域住民に活動結果のフィードバックできる取組に対する補助をとおして、県民全体の生物多様性の保全再生活動に向けた機運を高める。</p> <p>一村一生物運動については、生物多様性戦略の見直しの中で、事業効果等も踏まえて、その実施の有無等も含めて検討したい。</p>	3
----	---	---	---	---

【主な取組】

11	<p>①地域住民が率先して、身近な水環境を保全する環境美化活動を促進します。</p>	<p>地域の自治会、ボランティア、NPO等による河川及び海岸の定期的な清掃美化活動を促進するため、県管理河川/海岸の一定区間において、年1回以上定期的な草刈りやゴミ拾いなどの清掃・美化活動等を行う団体等をみんなの水辺サポーターと認定し、これらの団体(みんなの水辺サポーター)に対し、美化活動に使用する物品の購入経費の補助等の支援を行った。</p>	<p>みんなの水辺サポーターは、令和5年3月末時点で1,014団体が認定を受け、令和4年度は、このうち623団体から補助金の申請があった。今後とも、地域の自治会、ボランティア、NPO等による河川及び海岸の定期的な清掃美化活動を促進するため、みんなの水辺サポーター推進事業の広報・周知に努めるとともに、これらの団体(みんなの水辺サポーター)に対し、必要な支援を行っていく。</p>	4
		<p>地域の自治会、ボランティア、NPO、企業等による港湾及び海岸の定期的な清掃美化活動を促進するため、県管理港湾又は海岸の一定区間において、年1回以上、定期的な草刈りやゴミ拾いなどの清掃・美化活動等を行う団体等をみんなの港サポーターと認定し、これらの団体(みんなの港サポーター)に対し、美化活動に使用する物品の購入経費の補助等の支援を行った。</p>	<p>令和3年度に参加団体が新規に6団体(70人)登録し、港湾及び海岸の清掃・美化を図った。</p> <p>【令和4年度実績】 参加団体 40団体 参加人数 828人 実績額 972千円</p> <p>「みんなの港サポーター推進事業」の広報・周知を行い、地域の自治会やボランティア団体等による港湾や海岸の清掃・美化活動を促進するとともに、これらの団体等に対する支援を行っていく。</p>	4
12	<p>②地域住民をはじめ、森林ボランティアや企業など多様な主体による森林づくりを進めます。</p>	<p>企業が行う森林づくり活動を支援した結果、2企業が森林整備(除・間伐1.99ha)の森林づくり活動を実施した。</p>	<p>・事業実施の効果 企業が行う森林づくり活動の支援が図られ、多様な主体による森林づくり活動が進められた。</p> <p>・今後の取組方針 企業が行う森林づくり活動を支援する。</p>	4
13	<p>③都市住民等のニーズを把握し、農山漁村地域が持つ魅力について情報発信するとともに、漁業等の体験型教育旅行の誘致や漁家等での宿泊体験などの取組を促進します。</p>	<p>修学旅行生の体験学習等での利用を呼び込み漁村地域の活性化を図るため、ブルー・ツーリズムに取り組む漁業者等を対象にした講習会を開催し、取組を促進した。また、HPIによる情報発信により県内ブルー・ツーリズムの取組をPRした。</p>	<p>修学旅行生の体験学習等での利用を呼び込み漁村地域の活性化を図るため、ブルー・ツーリズムに取り組む漁業者等を対象にした講習会を開催し、取組を促進した。</p> <p>また、HPIによる情報発信により県内ブルー・ツーリズムの取組をPRした。</p> <p>今後とも、ブルー・ツーリズムによる地域活性化の取組を促進していきたい。</p>	4
14	<p>④観光客の自然志向や体験志向に対応し、自然とふれあひながら自然を学ぶエコツーリズムなど、鹿児島島の豊かな自然等を生かした体験型観光を促進します。</p>	<p>屋久島では、屋久島町、(公財)屋久島環境文化財団、地元集落で構成する「屋久島里めぐり推進協議会」により、全国から広く参加者を募り、自然環境に負荷を与えない屋久島の里地の暮らしや伝統文化等について体験できる「里のエコツアー」を実施した。</p> <p>参加集落:10集落 実施回数:111回 参加者数:453人</p>	<p>屋久島里めぐり推進協議会の主催するエコツアーでは、令和4年度に111回の受入を行っているほか、屋久島公認ガイドもR4 5.3月末現在で59名が認定されるなど、豊かな自然を生かした体験型観光の促進が一定程度図られていると思われる。</p> <p>今後とも、エコツアーの充実等に努めていきたい。</p>	4
		<p>奄美群島エコツーリズム推進協議会が策定した「奄美群島エコツーリズム推進全体構想」に基づき、各島のエコツーリズム推進協議会が活動を実施したほか、エコツアーガイド認定制度に基づく講習や資質向上のための研修実施を通して、奄美のエコツーリズムの体制と質の強化を図った。</p>	<p>屋久島里めぐり推進協議会の主催するエコツアーでは、令和4年度に111回の受入を行っているほか、屋久島公認ガイドもR4 5.3月末現在で59名が認定されるなど、豊かな自然を生かした体験型観光の促進が一定程度図られていると思われる。</p> <p>今後とも、エコツアーの充実等に努めていきたい。</p>	4
15	<p>⑤豊かな自然を活用したエコツーリズムや森林・海洋療法などの「癒し」、里地里山での暮らしなどの「自然との共生」をテーマにしたライフスタイルなどを情報発信します。</p>	<p>奄美群島エコツーリズム推進協議会が策定した「奄美群島エコツーリズム推進全体構想」に基づき、各島のエコツーリズム推進協議会が活動を実施したほか、エコツアーガイド認定制度に基づく講習や資質向上のための研修実施を通して、奄美のエコツーリズムの体制と質の強化を図った。</p>	<p>屋久島里めぐり推進協議会の主催するエコツアーでは、令和4年度に111回の受入を行っているほか、屋久島公認ガイドもR4 5.3月末現在で59名が認定されるなど、豊かな自然を生かした体験型観光の促進が一定程度図られていると思われる。</p> <p>今後とも、エコツアーの充実等に努めていきたい。</p> <p>奄美群島各島のエコツーリズム推進協議会において、奄美群島エコツーリズム推進全体構想に基づき取組が実施され、生物多様性に配慮した観光の振興について一定程度寄与した。今後とも、群島全体で連携を図りながら、各島協議会で取組が推進されるものと思われる。</p>	4
16	<p>⑥自然体験の場が失われた都市部等において、照葉樹林やビオトープなど、地域の人々が身近に自然と接することのできる場の創造に努めます。</p>	<p>施設の再整備については、令和3年度(繰越)で完了した。同施設の利用促進について支援する。</p>	<p>龍郷町と連携し、同施設の利用促進に努める。</p>	4

1-4 人材育成				
【戦略的な取組】				
17	生物多様性版プロボノ(専門家ボランティア)制度の創設 生物多様性について、広く浸透するための普及啓発、地域の特性に応じた保全と持続可能な利用等を促進するため、高い専門的技術や知識を有する人材によるボランティア活動の促進を図ります。	自然保護推進員や希少野生動植物保護推進員、外来動植物対策推進員を設置し、地域の生物多様性の保全や持続可能な利用等を促進した。 また、県民全体の生物多様性の保全再生に向けた気運を高めるため、県内において生物多様性の保全再生活動を行う団体を支援するみんもの生物多様性サポーター支援事業を実施した。(令和4年度:10団体)	自然保護推進員、希少野生動植物保護推進員及び外来動植物対策推進員の活動を引き続き推進する。 また、生物多様性の保全に関する普及啓発活動など、地域住民参加型や地域住民に活動結果のフィードバックできる取組に対する補助を通して、県民全体の生物多様性の保全再生活動に向けた機運を高める。 専門家ボランティア制度については、生物多様性戦略の見直しの中で、事業効果等も踏まえて、その実施の有無等も含めて検討したい。	4
【主な取組】				
18	①自主的な環境学習や環境保全活動に対し、環境学習指導者人材バンクの充実や活用促進を図ります。	県内各地で環境学習指導を行っている有資格者等の情報をホームページ上で広く、県民に情報提供した。 (令和4年度末で26人が登録)	県民自ら、身近な指導者に環境学習会等の講師を依頼することを可能にし、自主的な環境学習の促進を図られた。引き続き、県ホームページで人材バンクへの登録者を募集し、登録情報の更新を行う。	3
19	②漁村の文化や地場水産物などの地域資源を把握し、これらの資源を活用するための条件整備を図るとともに、地域が一体となったブルー・ツーリズムの推進体制づくりを促進します。また、農林業や観光関連産業との連携強化による多様なネットワークやメニューづくりを行います。	修学旅行生の体験学習等での利用を呼び込み漁村地域の活性化を図るため、ブルー・ツーリズムに取り組む漁業者等を対象にした講習会を開催し、取組を促進した。また、HPによる情報発信により県内ブルー・ツーリズムの取組をPRした。	修学旅行生の体験学習等での利用を呼び込み漁村地域の活性化を図るため、ブルー・ツーリズムに取り組む漁業者等を対象にした講習会を開催し、取組を促進した。また、HPによる情報発信により県内ブルー・ツーリズムの取組をPRした。 今後とも、ブルー・ツーリズムによる地域活性化の取組を促進していきたい。	4
20	③屋久島や奄美群島などにおける認定ガイドの育成の取組を支援します。	屋久島町において、認定ガイドのうち、申請があった者を「屋久島公認ガイド」として屋久島町が認定し、その利用を推進する条例が制定された。 R5.3月末現在59名の公認ガイドが認定されているところである。 また、エコツーリズム推進協議会を通じて、認定ガイド制度の運用支援を行った。	屋久島里めぐり推進協議会の主催するエコツアーでは、令和4年度に111回の受入を行っているほか、屋久島公認ガイドもR5.3月末現在で59名が認定されるなど、豊かな自然を生かした体験型観光の促進が一定程度図られていると思われる。 今後とも、エコツアーの充実等に努めていきたい。	4
		奄美群島エコツーリズム推進協議会において「奄美群島エコツアーガイド認定制度」を運用し、救命救助法、ガイド技術等の講習を実施した。 <認定ガイド数(R5.3月末現在)> ・奄美大島 99名 ・喜界島 7名 ・徳之島 22名 ・沖永良部島 15名 ・与論島 18名	奄美群島において161名が認定エコツアーガイドに認定され、ガイドを通じた来島者等への生物多様性の普及啓発に寄与した。今後とも群島全体で制度が普及され認定ガイドが増加するものと思われる。	5
テーマ2 重要地域を保全し、自然のつながりを取り戻すための取組				
2-1 重要地域の保全				
【戦略的な取組】				
21	県立自然公園総点検と生物多様性保全の観点からの自然公園の指定推進 生物多様性保全の面から現行の県立自然公園の総点検を行うとともに、新たに、生物多様性保全上重要な地域を科学的に抽出し、保護地域に指定されていない場合は、県立自然公園に指定して保全を図ります。国による国立公園、国定公園の指定と合わせて、県内の自然公園の県土面積に対する指定割合を全国平均並みに向上させるよう努めます。	三島について、新規指定にかかる最終調整及び「みしま県立自然公園」の指定を行った。	生物多様性保全上重要な地域を県立自然公園に指定・保全するとともに、公園の利用促進と保全を図る。	4
【主な取組】				
(1) 自然環境保全地域等				
22	生物多様性の保全上、極めて重要な原生的自然については、自然環境保全地域、原生自然環境保全地域や森林生態系保護地域等の各種制度による行為規制を的確に運用し、核となる生態系として維持を図ります。また、増えすぎた鳥獣などによって生態系が損なわれている場合は、必要に応じて生態系維持回復事業などを導入し、生物多様性の質の低下を防止します。また、過去の開発等によって、自然公園の生態系が損なわれている場合は、関係機関との連携により自然再生事業の導入について検討します。	鹿兒島県自然環境保全条例に基づき、開発行為に係る行為規制(届出)を適切に行った。	開発行為届出の指導業務等を通じ、自然環境の保全が図られている。	4
(2) 自然公園				
23	①生物多様性保全の屋台骨である自然公園については、その特性や社会情勢等の変化を踏まえ、国等の関係機関と連携しつつ、公園区域や公園計画の見直しを行い、保全が必要な地域については、自然公園に編入・指定します。	三島について、新規指定にかかる最終調整及び「みしま県立自然公園」の指定を行った。	生物多様性保全上重要な地域を県立自然公園に指定・保全するとともに、公園の利用促進と保全を図る。	4
24	②鹿兒島の個性的な自然風景や生物多様性が損なわれることのないよう、審査基準に基づき、適切な行為規制を実施します。また、外来生物や増えすぎた鳥獣などによって生態系が損なわれている場合は、必要に応じて、生態系維持回復事業などを導入し、生物多様性の質の低下を防止します。また、過去の開発等によって、自然公園の生態系が損なわれている場合は、関係機関との連携により自然再生事業の導入について検討します。	自然公園法及び県立自然公園条例に係る許可審査基準に基づき行った。	審査基準に基づき適正な行為規制を実施することにより自然公園の保護が図られている。	4
25	③利用者が著しく集中し、植生荒廃などの課題により、その場所の生物多様性や自然公園としての利用環境に悪影響が生じている場合は、適切な施設の整備や利用調整の導入を行うなど、自然環境の保全と自然公園にふさわしい自然体験の機会の提供を図ります。	自然環境の保全と自然との多様なふれあいの場等の整備を行った。 屋久島国立公園及び吹上浜金峰山県立自然公園において、車両等乗り入れ規制による利用調整を実施した。	霧島地域において、登山道整備を行い、自然とのふれあいの場の整備や利便性向上及び登山客の安全性の確保が図られた。 車両等乗り入れ規制により、海岸の自然環境の保護が図られている。	4 4
26	④県内には、霧島錦江湾国立公園、屋久島国立公園、雲仙天草国立公園が指定されており、奄美群島が国立公園に指定されれば、本県は、北海道に次いで2番目に多い、4箇所の国立公園を有することになります。これらの地域には、県内で見られる代表的な自然環境が含まれていることから、こうした4つの国立公園を有する地域をモデル地区として、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する普及啓発等を推進します。	県内の国立公園の状況を県ホームページに掲載し、情報発信を実施した。 屋久島では、屋久島町、(公財)屋久島環境文化財団、地元集落で構成する「屋久島里めぐり推進協議会」により、全国から広く参加者を募り、自然環境に負荷を与えない屋久島の里地の暮らしや伝統文化等について体験できる「里のエコツアー」を実施した。	引き続きホームページ等を活用し、情報発信を行っている。 屋久島里めぐり推進協議会の主催するエコツアーでは、令和4年度に111回の受入を行っているほか、屋久島公認ガイドもR5.3月末現在で59名が認定されるなど、豊かな自然を生かした体験型観光の促進が一定程度図られていると思われる。 今後とも、エコツアーの充実等に努めていきたい。	4 3

(3) 鳥獣保護区				
27	鳥獣の保護・繁殖を図る必要がある地域を、鳥獣保護法に基づく鳥獣保護区に指定し、また、鳥獣の繁殖地や集団渡来地等、特に保護する必要がある地域を特別保護地区に指定するなど、行為規制や保全事業を推進します。	指定期間が満了した12箇所の鳥獣保護区の存続期間を更新した。	鳥獣保護区の指定により、該地域での狩猟の禁止、安定した生存の確保など、鳥獣の保護・繁殖が図られた。今後も鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣保護区、特別保護地区の指定を行うこととしたい	3
(4) 生息地等保護区				
28	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で指定された生息地等保護区(蘭牟田池)に加え、「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき、指定希少野生動物の保護を図るため、必要に応じて生息地等保護区を指定し、行為規制や保全事業を推進します。	県のレッドデータブックを活用し、鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例に基づく生息地等保護区の指定の可否について検討を行った。	今後も県レッドデータブックを活用しながら、必要に応じて鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例に基づく生息地等保護区の指定を行う。	3
(5) 天然記念物				
29	「文化財保護法」で指定された国指定天然記念物の保護を図るとともに、「鹿児島県文化財保護条例」に基づき、必要に応じて県指定天然記念物として指定し、その保護を図ります。	文化財保護法及び鹿児島県文化財保護条例に基づき、指定を進めるとともに、関連して教育事務所や市町村と連携し、指定天然記念物に対する保護を目的に、現状変更等の厳正化を図っている。また、県文化財保護指導委員を県下に計30名配置し、その巡視により天然記念物の保護を図った。	関係教育事務所や市町村と連携し、指定天然記念物に対する保護を目的に、現状変更等の厳正化を図っており、現状変更の手續き等も徹底されてきている。また、県文化財保護指導委員を県下に計30名配置し、今後その巡視体制の確立により天然記念物の保護を図る。	4
(6) ラムサール条約湿地				
30	陸と水の接点であり、多種多様な生物が集まる重要な生態系である「ラムサール条約(特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約)湿地」について、国や地元市町村、関係団体等と連携して、湿地やそこに生息・生育する野生動物を保全し、持続的に利用するための取組を推進します。	ラムサール条約登録湿地である屋久島の永田浜におけるウミガメの保護及びその産卵・孵化環境の保全と、当該地域の適正な利用のあり方を検討することを目的に、屋久島町が設置した「ウミガメ保護利用専門部会」に例年出席していたが、令和4年度については新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、専門部会は開催されなかったが、関係機関との情報共有を図った。	永田浜においては、ウミガメ観察ルールや保護監視活動により、ウミガメの保護及び産卵ふ化環境が保たれている。	4
(7) 生物圏保存地域(ユネスコエコパーク)				
31	自然と人間社会との共生に重点を置いたユネスコのMAB(Man and Biosphere: 人と生物圏)計画に基づいて、1980年、生物圏保存地域(Biosphere Reserve)に登録された屋久島については、2008年の「マドリッド行動計画」に基づく登録地域の見直し作業が必要であることから、こうした作業を支援・促進するとともに、屋久島環境文化村構想の推進を通じて、自然を活用した産業や農作物の価値を高める取組、環境教育の充実など、人間と自然との共生の取組を進めます。	平成28年3月20日に屋久島・口永良部島ユネスコエコパークの拡張登録が決定したところであり、屋久島町が、県の特定離島ふるさとおこし推進事業を活用し、地域資源の観光利用や開発行為についてのガイドラインとなる「生物圏保存地域(BR)管理運営計画」の策定に取り組んでいるところ。	平成28年3月20日に登録地域に口永良部島を含んだ形でのユネスコエコパークの拡張登録が決定し、管理運営計画の策定にも着手している。また、屋久島環境文化財団による環境学習の充実等を通じた人間と自然との共生の取組も進んでいる。	3
(8) ジオパーク				
32	県内におけるジオパークは、その多くが自然公園地域と重複しているため、自然公園の管理と整備を通じた魅力の向上を図ります。また、県内における世界ジオパークの認定を目指した取組を支援します。	霧島ジオパークの世界ジオパークの認定に向けて、関係市町等で構成する霧島ジオパーク推進連絡協議会が行う、世界ジオパークの認定に必要な取組を支援した。	ユネスコ世界ジオパーク認定に向けて、国際会議の参加や、看板等の更新がなされるとともに、桜島・錦江湾ジオパークとの統合に向けた協議が進められた。今後とも、両ジオパークの協議会における統合に向けた取組状況等を踏まえつつ、宮崎県とも連携し、引き続き、地域の取組を支援する。	4
		自然公園法及び県立自然公園条例に係る許可を審査基準に基づき行った。	審査基準に基づき適正な行為規制を実施することにより自然公園の保護が図られている。	4
2-2 自然再生と生態系ネットワークの形成				
【戦略的な取組】				
33	奄美群島世界自然遺産の登録予定地周辺での緩衝機能の強化(生態系ネットワークの強化)	近年の松くい虫被害により、リュウキュウマツ資源が失われつつある中、リュウキュウマツの枯損木伐倒・除去を行うことにより、その密度低減を図るとともに、周辺からの在来樹種の侵入を促進し、針広混交林化に取り組んだ。	・照葉樹林への遷移を促進するため、引き続きリュウキュウマツ枯損木の除去に取り組む。	4
【主な取組】				
34	①県民の生活に密接な関わりを持つ里山の森林で、生活環境や生物多様性等の保全に不可欠な森林、優れた自然景観を形成する森林等については、森林の構成を維持しつつ、広葉樹の導入など樹種の多様性を増進する施策を推進します。	森林の有する多面的な機能を発揮させるため人工造林990ha、間伐2,042ha等の森林整備を支援した。	各種森林整備を通じて、多様で健全な森林が造成されており、今後も引き続き人工造林、間伐等の森林整備を支援する。 平成31年3月に改定した鹿児島県森林・林業振興基本計画に掲げた基本理念の実現や目標の達成に向け策定した「未来の森林づくり推進プラン(R元～R5)」に基づき、令和4年度は間伐2,056ha等(見込)の間伐を実施。 今後も引き続き、計画的かつ効果的な間伐を推進し、森林の多面的機能の発揮を図る。	4
35	②自然災害やオオニヒデによるサンゴの捕食被害など、非人為的に自然環境が悪化した地域については、自然のもつ復元能力を極力活用しながら、必要に応じ、植生の保全・再生対策や景観の保全・修復対策を実施します。	良好なサンゴ礁を重点ポイントとして選定し、効果的なオオニヒデ駆除及びモニタリング調査を実施した。 令和3年度に60匹のオオニヒデを駆除した。	ボランティアなどの協力を得ながらオオニヒデ駆除などを行い、サンゴ礁の保全対策を推進する。	4
36	③藻場造成手法や食害防除技術の開発を推進するとともに、漁業者等が取り組む藻場の回復活動への支援・指導により藻場・干潟の維持・造成を進めます。	県内各地の藻場モニタリング調査、造成試験等を行い、藻場造成手法や食害防除技術の開発を推進した。	藻場の主な形成阻害要因は食害であり、仕切り網・囲い網等を施すことで、その内部に海藻が繁茂することを確認できたことから、特定の地形や一定の範囲における食害防除手法として有効なことを確認した。今後は、継続的かつ広範囲に藻場を形成させる技術の確立や藻場造成に取り組む漁業者団体等への技術指導や情報提供を引き続き行う。	3
37	④農業用排水路やため池については、地域住民の理解・参画も得ながら、生態系に配慮した整備を推進します。	事業計画書策定段階で環境調査を行い、地域の代表者や学識経験者等から構成される「環境情報協議会」において取りまとめた意見に沿った、環境に配慮した工法等により整備が行われた。 これからも管理者を含めた地元住民と協議しながら、整備を行っている。	今後とも管理者を含めた地元住民と協議しながら、必要に応じて生態系に配慮した整備を行っていく。	4
38	⑤生態系ネットワークの形成(再生)の観点から、自然再生を行うことが効果的な場所を科学的に抽出し、関係機関への情報提供を行うことなどにより、効果的な自然再生の推進を図ります。	県庁内各課で構成する生物多様性鹿児島県戦略推進会議(書面開催)において、生物多様性に関する各分野の情報共有などを行った。	毎年度開催している生物多様性鹿児島県戦略推進会議において、関係各課が持つ情報の共有は図られているが、効果的な自然再生の推進に関する具体的な取組がなされていないところであるため、今後、その手法や内容について検討を行っている。	2

2-3 多様な生態系の保全と回復

【戦略的な取組】

<p>39 渡り鳥のフライウェイの保全と越冬地分散 国際的に行き来する、渡り鳥のフライウェイ(渡り鳥の道)を安定的に維持するため、現在の飛来地の保全を図るとともに、一箇所への集中による様々な悪影響を避けるため、ねぐらとなる水辺や湿地の再生など、越冬地を分散させる取組を促進します。</p>	<p>ツルの集中化の改善と農作物の被害軽減のため、出水市東干拓地区において、 ・ツル休遊地の借り上げ ・目隠し網、設置用資材の購入・設置 ・休遊地内のツルへの小麦給餌 ・ツル羽数調査 ・ツル渡去後の休遊地周辺農地の復旧等 を行った出水市に対して、事業費の2分の1の補助を行った。</p>	<p>約1万羽を超えるツルが飛来し集中して生息しているが伝染病等の発生による絶滅が危惧されるとともに、農作物への被害等の問題も発生しており、生息環境の改善、整備を行いツルの集中化の改善と農作物被害の軽減を図った。今後も渡り鳥の生息の保全や越冬地分散の取組を促進する必要がある。</p>	3
--	---	--	---

【主な取組】

(1) 田園・里地・里山・森林

<p>40 ①里地・棚田等の維持保全活動を促進し、豊かな自然環境を有する地域づくりを促進します。</p>	<p>都市住民等に棚田保全活動への参加を促すため、棚田カードの作成・配布や、紹介パネルの展示など関連情報を広く発信した。 また、住民組織が行う保全活動を支援するため、人材育成研修会を開催するとともに、保全活動に要する経費の一定額を14組織に助成した。 指定棚田地域の指定に向けた取組を支援した。</p>	<p>農林水産省による「つなぐ棚田遺産」に2市1町4地区が認定され、指定棚田地域に2市1町5地域が指定されたほか、棚田関連イベントを通じて、住民組織と都市住民との交流等が進みつつある。 今後とも、棚田地域等を保全し、多面的機能の維持・発揮を図るため、県民への情報発信や保全活動等への支援を行う。</p>	4
<p>41 ②県民の生活に密接な関わりを持つ里山等の森林で、生活環境や生物多様性等の保全に不可欠な森林、優れた自然景観を形成する森林等については、森林の構成を維持しつつ、広葉樹の導入など樹種の多様性を増進する施策を推進します。【再掲】</p>	<p>森林の有する多面的な機能を発揮させるため人工造林990ha、間伐2,042ha等の森林整備を支援した。</p>	<p>各種森林整備を通じて、多様で健全な森林が造成されており、今後も引き続き人工造林、間伐等の森林整備を支援する。 平成31年3月に改定した鹿児島県森林・林業振興基本計画に掲げた基本理念の実現や目標の達成に向け策定した「未来の森林づくり推進プラン(R元～R5)」に基づき、令和4年度は間伐2,056ha等(見込)の間伐を実施。 今後とも引き続き、計画的かつ効果的な間伐を推進し、森林の多面的機能の発揮を図る。</p>	4
<p>42 ③地域全体で維持していくことが必要と認められる里山の森林などについては、雑木竹林の伐採整理など、適正な整備・保全を推進します。</p>	<p>景観の保全・防災等の観点から森林環境の保全を図るため、幹線道路等の沿線や集落周辺の荒廃した竹林・雑木林の整備を1市で1,02ha実施した。</p>	<p>・事業実施の効果 幹線道路等の沿線や集落周辺の竹林・雑木林の整備を実施したことにより、景観保全・防災等の森林環境の保全が図られた。 ・今後の取組方針 幹線道路等の沿線や集落周辺の荒廃した竹林・雑木林の整備を実施し、景観・防災等の観点から森林環境の保全を図る。</p>	4
<p>43 ④地域特性や立地条件を生かした森林整備や遊歩道、標識などの付帯施設整備を推進します。また、水源かん養機能等の公益的機能を発揮させる必要のある森林については、保安林に指定し、保全と適切な整備を推進します。</p>	<p>地域住民等が共同して行う下草刈りや階段補修等の地域活動を10ヵ所、高齢木の択伐等を行う更新伐を57.2m実施した。</p>	<p>・事業実施の効果 里山林や幹線道路沿線など公益上重要な森林において、保安管理の促進と森林の整備を推進することにより、多様な森林づくりが実施された。 ・今後の取組方針 里山林や幹線道路沿線など公益上重要な森林において、保安管理の促進と森林の整備を推進して、多様な森林づくりを実施する。</p>	4
<p>44 ⑤松くい虫等による森林被害を防止するため、関係市町村との連携のもと、被害木の伐倒駆除等を実施し、森林の保護を図ります。</p>	<p>保安林等の公益的機能の高い重要な松林を対象に特別防除651ha、地上散布140haによる予防措置のほか、被害木の伐倒駆除276mを実施した。</p>	<p>・事業実施の効果 保安林等の公益的機能の重要な松林の保全が図られた。 ・今後の取組方針 関係市町村と連携し、保安林等の公益的機能の高い重要な松林を対象に、特別防除、地上散布による予防措置のほか、被害木の伐倒駆除を実施する。</p>	4
<p>45 ⑥そのほか、長い年月にわたる人と自然との関わりにより形成されてきた里地・里山の豊かな自然環境の保全に努めます。</p>	<p>「地球環境を守るかごしま県民運動推進会議」を推進母体として、県民・事業者・行政が一体となって環境保全の実践行動を行った。 電気・水・燃料などの省エネ活動の普及啓発のため、毎月5日を「エコライフデー」に設定し、県ホームページやチラシ・リーフレットを作成し、情報発信を行った。</p>	<p>県民、事業者、行政が一体となった県民運動を平成13年度から継続して展開してきたことにより、環境保全に関する県民への啓発が図られつつあると思われる。 今後とも引き続き推進大会等を通じて、情報提供等に努めていきたい。</p>	4
	<p>農業農村整備事業の計画段階において「環境情報協議会」を開催し、事業に伴う環境への配慮事項について学識経験者等から意見を伺ったうえで事業を実施した。</p>	<p>「環境情報協議会」の提言により、工事施工に伴う土砂流出防止対策や生態系保全施設等の設置に努め、極力従来の自然環境に負荷を与えないよう取り組んでいる。</p>	4

(2) 河川・湖沼				
46	①特に自然の状態が保全されている水辺は、可能な限り適正に保全します。	瀬や淵や水際部は、川の営みによって形成され、生物の重要な生息、生育の場となっており、いずれも多様で豊かな河川環境を形成するために欠くことのできない重要な要素であるため、それらを保全・創出するための整備を住用川(奄美市)等で実施した。	多様で豊かな河川環境が保全・創出されている。今後も引き続き取り組んでいく。	4
47	②多様な自然環境に配慮した溪流づくりを行い、自然環境との調和を図ります。	環境と防災事業の調和に配慮するため、環境影響調査を1箇所実施。	施工箇所周辺に、県レッドデータブック掲載のヤマメが生息していることから、①水質汚濁防止②改変面積の最小化③施工時期の工夫④ヤマメの移動経路確保、などの取組を行い、H20～H23に1号堰堤を完成させた。以降10年間はヤマメのモニタリング調査を実施。 小木場川の今後の整備方針について ・モニタリング調査の結果、2号堰堤計画位置付近は、ヤマメの生息数が最も多いことが判明。 ・1号堰堤上流の人家が2戸1戸、公民館が廃館になるなど保全対象が減少している。 以上のことから、2号堰堤の計画を見直し、完成した1号堰堤上流の唯一の保全対象である人家の周辺に土石流導流堤・遊砂池の整備を検討し、ヤマメへの影響を最小限にする。	4
48	③公共用水域(河川、湖沼)及び地下水の水質保全を図るために常時監視を実施し、水質汚濁に係る環境基準の達成維持に努めます。	環境基準類型指定水域の37河川42水域、4湖沼4水域、その他の水域11河川(鹿児島市、鹿屋市、国土交通省調査分を含む。)について水質調査を実施した。	鹿児島県内の公共用水域(河川・湖沼)及び地下水の水質については、例年とほぼ同様の水準を保っておりおむね良好である。今後も引き続き公共用水域(河川・湖沼)及び地下水の常時監視を実施し、環境基準の達成維持に努める。	4
49	④池田湖については、その水質を将来にわたって良好に保全するため、池田湖水質環境管理計画に基づき、畑地かんがいに係る導水管理や生活排水対策等により窒素、りん等の削減を図るなど総合的な水質保全対策を推進します。	池田湖水質環境保全対策協議会(県、指宿市、南九州市)に対し、負担金を拠出し支援。協議会において水質調査や普及啓発看板の設置実施するなど、県民の水環境保全意識の啓発を図った。	今後もイベントやパンフレット等により普及啓発を図る。 令和4年度は、計画対象地域の2市に対して、合併処理浄化槽128基の補助(14,196千円)を行っており、事業実施の効果は出ているが、生活排水処理施設の整備状況を示す汚水処理人口普及率は全国平均と比べ低い状況が続いている。今後も公共用水域の水質保全と快適な生活環境の保全のため、当該事業の継続を図ってきたい。	4 3
		池田湖水質環境保全対策協議会(県、指宿市、南九州市)に対し、負担金を拠出し支援。協議会において水質調査や普及啓発看板の設置実施するなど、県民の水環境保全意識の啓発を図った。	今後もイベントやパンフレット等により普及啓発を図る。	4
50	⑤住民団体や事業者団体、県、市町村等で構成する協議会等の活動を通じ、地域住民等が率先して身近な水環境を保全する環境美化活動を促進します。	地域の自治会、ボランティア、NPO等による河川及び海岸の定期的な清掃美化活動を促進するため、具管理河川・海岸の一定区間において、年1回以上定期的な草刈りやゴミ拾いなどの清掃・美化活動等を行う団体等をみんなの水辺サポーターと認定し、これらの団体(みんなの水辺サポーター)に対し、美化活動に使用する物品の購入経費の補助等の支援を行った。	みんなの水辺サポーターは、令和5年3月末時点で1,014団体が認定を受け、令和4年度は、このうち623団体から補助金の申請があった。今後とも、地域の自治会、ボランティア、NPO等による河川及び海岸の定期的な清掃美化活動を促進するため、みんなの水辺サポーター推進事業の広報・周知に努めるとともに、これらの団体(みんなの水辺サポーター)に対し、必要な支援を行っていく。	4
		池田湖水質環境保全対策協議会(県、指宿市、南九州市)に対し、負担金を拠出し支援。協議会において水質調査や普及啓発看板の設置を実施するなど、県民の水環境保全意識の啓発を図った。	今後もイベントやパンフレット等により普及啓発を図る。	4
51	⑥生活排水対策については、家庭における自主的な汚濁負荷低減の実践活動を促進するための普及啓発を推進します。	各種イベント等を通じて家庭における自主的な実践活動を促進するための普及啓発を行った。	生活排水対策パンフレットをイベント等の際に配布した。今後も自主的な実践活動を促進するための普及啓発を図る。 生活排水処理連携協議会を設置し、市町村と連携を取りながら、合併処理浄化槽等の適正な維持管理や普及に関する啓発活動を行っている。県民の理解は着実に深まっていると思われるが、今後とも、市町村と連携を取りながら普及啓発活動に努めていきたい。	4
(3) 沿岸・海洋				
52	①砂浜・干潟、藻場などの自然海岸は、可能な限り適正に保全するとともに、当該地域の環境浄化能力や多様な生物の生息・生育環境の確保に努めます。	藻場、干潟、浅海域の環境保全活動に取り組む活動組織に対し、支援、指導を行った。	藻場、干潟、浅海域の環境保全活動として、海岸清掃等が各地で実施され、環境保全に努めているところであるが、適正な環境が保全されるまでには至っていないことから、今後も引き続き同取組を継続して行う。	3
53	②サンゴ礁を保護するため、オニヒトデやシロレイシガイダマシの駆除、赤土等流出防止対策に努めます。	赤土等流出防止対策の啓発として、新聞広告やコミュニティFMを活用したラジオCMを行った。	部局横断的な赤土等流出防止対策への取組と国・市町村及び関係団体等と連携を図ることにより、自然環境の保全が図られる。	4
54	③特に、奄美群島における赤土等流出を防止するため、赤土等流出防止対策方針等に基づく各種対策を促進するとともに、防止対策、防止技術等の情報交換を図ります。	国、県、市町村等関係機関が一体となって赤土等流出防止対策について協議・推進するため、協議会を開催した。	部局横断的な赤土等流出防止対策への取組と国・市町村及び関係団体等との連携により、自然環境の保全が図られる。	4
		畑地帯総合整備事業や水質保全対策事業により、沈砂池等の設置を行い土砂流出対策を実施した。	当事業で整備した農地については、赤土流出が考えられる全ての箇所に沈砂池を設置し、赤土流出が防止されている。今後も沈砂池の設置およびその土砂の撤去も含めた維持管理を推進していく。	4
		赤土等の流出を防止するため、ほ場の排水路やため池等の沈砂池に堆積した土砂の排除作業など水土里サークル活動を通じた取組を支援した。	排水路やため池等の施設の機能が維持されている。今後とも、赤土等の流出を防止するため、引き続き、水土里サークル活動を通じた取組を支援する	4

55	④藻場等に悪影響を及ぼす食害動物について、漁業者等による漁獲とその有効利用を促進することにより、海藻の食害被害を低減します。	藻場保全活動に取り組む活動組織等に対し、食害の防除や食害生物の有効利用等について支援、指導を行った。	食害防除が各地で実施され、海藻の食害は低減されているものと考えられるが、藻場が回復するまでは至っていないことから、今後も食害防除の取組を継続して行う。	3
56	⑤船舶等からの油流出、ゴミや流木の漂流・漂着、桜島の火山活動で生じる軽石の沿岸域への流入による漁業被害等を軽減するため、漁業者等が実施する清掃及び水産資源の保護などの海面環境保全活動を支援するとともに、水域環境の保全等に関する普及啓発を図ります。	海岸漂着物等の清掃活動に取り組む活動組織等に対し支援、指導を行った。	ゴミ、流木の漂流・漂着や桜島の火山活動で生じる軽石の回収作業を行っているものの、依然として沿岸への流入があり漁業への被害が発生していることから、引き続き、漁業被害を軽減するため、漁業者等による海岸清掃や水産資源の保護などの海面環境保全活動を支援するとともに、水域環境の保全等に関する普及啓発を図る。	3
		桜島の火山活動で生じる軽石の沿岸域への流入による漁業被害等を軽減するため、清掃活動に必要な経費を助成した。		
		油流出等の油濁事故に関して、被害漁業者の救済を図る一般財団法人に対し、負担金を拠出した。		
57	⑥管理者による漁港の維持管理に加え、県民の共生・協働(ボランティア)による、漁港内の清掃や臨港道路の植栽管理等を推進します。	地元住民、漁協、観光協会等による、漁港内の清掃活動や臨港道路の草木の伐採等(ボランティア)を行った。	各地域でボランティアによる港内清掃や草刈り等を行い、環境美化に努めた。今後とも、地元住民や漁協等と連携した取組を行っていききたい。	4
58	⑦港湾については、環境の保全・再生・創出を推進し、水際については、親水性に配慮することにより、憩いの場・にぎわいの場の創出を推進します。	重要港湾において、県民や観光客の憩いと潤いの空間として、また、災害発生時の対応空間としても活用できる緑地の整備を行った。	緑地が整備されたことにより、県民や観光客の憩いと潤いの空間として、また、災害発生時の対応空間としての活用が図られた。引き続き、今後も緑地の整備を行う。今後とも環境の保全や憩いの場などの創出に繋がる緑地の整備を行ってまいりたい。	4
59	⑧鹿児島湾については、「美しい錦江湾を明日の世代へ」を基本理念とした鹿児島湾ブルー計画に基づき、生活排水対策や水産養殖対策などを推進し、水質保全目標の達成維持を図るとともに、良好な水環境や水辺空間の保全に努めます。	「鹿児島湾ブルー計画」に基づき、生活排水対策など発生源対策については、庁内連絡調整会議や「鹿児島湾水質保全推進協議会(県、湾域市町、住民団体、事業者団体等)」の開催により、各関係機関と連携を図りながら推進した。各種イベントの中で、鹿児島湾ブルー計画の啓発用パネルの展示、啓発用資料の配布を行うなど水質保全に対する意識を高めた。	鹿児島湾の水質について、窒素やりんば、おおむね水質保全目標内で推移している。CODについては、近年海水温の上昇に伴う植物プランクトンの増殖などの影響を受け、湾奥や鹿児島市沖などでは水質保全目標を超える地点がある。今後とも、各般の施策を総合的に推進し、鹿児島湾の水質の保全を図る。	4
		令和4年度は、計画対象地域の8市町に対して、合併処理浄化槽748基の補助(66,247千円)を行っており、事業実施の効果は出ているが、生活排水処理施設の整備状況を示す汚水処理人口普及率は全国平均と比べ低い状況が続いている。今後も公共用水域の水質保全と快適な生活環境の保全のため、当該事業の継続を図っていききたい。		4
		養殖漁場の持続的利用が図られるよう、県内養殖漁場(鹿児島湾は40漁場)の環境調査を実施した。併せて、魚類養殖に係る漁場環境の正常化や養殖業の健全なる発展に資するため、魚類養殖協議会を開催した。	魚類養殖協議会の開催により、今後も持続的に養殖業が営まれるよう調査を継続し、養殖環境の把握に努めたい。	4
60	⑨住民団体や事業者団体、県、市町村等で構成する協議会等の活動を通じ、地域住民等が率先して身近な水環境を保全する環境美化活動を推進します。【再掲】	鹿児島湾奥地域生活排水対策協議会(県、始良市、霧島市、垂水市、住民団体、事業者団体)に対し、負担金を拠出し支援した。水質調査体験セミナー等の開催により、県民の水環境保全意識の啓発を図った。	鹿児島湾奥地域生活排水対策協議会が各種イベント等を実施し、延べ約1800人の参加があった。今後とも各種イベント等を通じ、県民の水環境保全意識の啓発を図る。	4
61	⑩生活排水対策については、家庭における自主的な汚濁負荷低減の実践活動を促進するための普及啓発を推進します。【再掲】	各種イベント等を通じて家庭における自主的な実践活動を促進するための普及啓発を行った。	生活排水対策パンフレットを作成し、各種イベント等の際に配布した。今後も自主的な実践活動を促進するための普及啓発を図る。	4
			生活排水処理連携協議会を設置し、市町村と連携を取りながら、合併処理浄化槽等の適正な維持管理や普及に関する啓発活動を行っている。県民の理解は着実に深まっていると思われるが、今後とも、市町村と連携を取りながら普及啓発活動に努めていきたい。	4
62	⑪公共用水域(海域)の常時監視を実施し、水質汚濁に係る環境基準の達成維持に努めます。	環境基準類型指定水域の8海域24水域について水質調査を実施した。	鹿児島県内の公共用水域(海域)の水質については、例年とほぼ同様の水準を保っておりおおむね良好である。今後も引き続き公共用水域(海域)の常時監視を実施し、環境基準の達成維持に努める。	4

(4)都市				
63	①地域に親しまれ、地域全体で維持していくことが必要と認められる都市近郊の森林などについては、雑木竹林の伐採整理など適正な整備・保全を推進します。	景観の保全・防災等の観点から森林環境の保全を図るため、幹線道路等の沿線や集落周辺の荒廃した竹林・雑木林の整備を1市で1.02ha実施した。	・事業実施の効果 幹線道路等の沿線や集落周辺の竹林・雑木林の整備を実施し、景観保全・防災等の森林環境の保全が図られた。 ・今後の取組方針 幹線道路等の沿線や集落周辺の荒廃した竹林・雑木林の整備を実施し、景観・防災等の観点から森林環境の保全を図る。	4
64	②都市地域における緑の中核拠点であり、良好で快適な環境を形成する都市公園等の整備を促進します。	北薩広域公園(歴史ゾーン)に架橋する下部工(のびのびゾーン側)の整備を行った。 谷山緑地の植樹再生のため、枯損木の除去を行うとともに、駐車場の整備(9区)を行った。	北薩広域公園について、のびのびゾーンの整備により公園利用者が増加した。 未供用エリアの歴史ゾーン整備を推進する。 谷山緑地の再整備により、公園利用者への安全性・快適性が向上した。引き続き整備を推進する。	4
65	③公共施設の緑化を積極的に推進するとともに、緑化に当たっては、風土に合った樹種の植栽等により生物の生息・生育に適した環境となるよう配慮します。	国道58号、国道269号、国道447号、鹿児島中央停車場線、川尻浦山川線、日当山敷根線、奄郷奄美空港線において道路植栽を行った。	公共施設の緑化を積極的に推進するとともに、持続可能な街並み景観の向上のため周囲の環境と調和した修景緑化を行うものとする。	4
		鹿児島市南部地区特別支援学校において、ソメイヨシノやクスノキ等の高木及び各種中低木並びに張り芝による植栽を行った。	公共施設の緑化を推進すること等により、施設利用者等への生物多様性の理解に資するものと思われる。	4
		県営原良田地(鹿児島市)及び県営松陽台第二団地(鹿児島市)の整備において、サツキソツソ、高麗芝等の植栽を行った。	県営住宅整備において、敷地内緑化に取り組むことで、自然環境豊かな住環境整備を図った。今後の整備においても、積極的に推進することとする。	4

テーマ3 生物多様性情報を蓄積し、科学的に生態系を管理するための取組

3-1 生物多様性情報の収集・蓄積・共有

【戦略的な取組】

66	生物多様性に関する情報収集拠点と情報ネットワークの形成 生物多様性の調査・研究活動を行っている大学等の研究者や同好会等のアマチュア研究者による調査活動を活発にするとともに、得られた情報を収集・蓄積し、共有・活用するために必要な拠点機能の整備・充実を図ります。また、その上で、県立博物館やビジターセンター等の自然学習施設、各地で活動を行うNPO等と連携し、地域別、島嶼別に生物多様性情報を収集するネットワークの構築を図ります。	県内各地域へ希少野生動物保護推進員を設置し、また、奄美大島においては、国・県・市町村等の関係機関で構成する奄美群島希少野生動物保護対策協議会と、地元の4自然保護団体との間で平成23年に締結した希少野生動物の保護に関する協定に基づき、希少野生動物の生息情報の収集や保護活動を行った。	希少野生動物保護推進員からの定期的な活動報告により、県内全域から生物多様性に関する情報を収集した。 また、奄美群島野生動物保護対策協議会(奄美大島・徳之島)を開催し、奄美群島全体での生物多様性に関する情報を収集した。 今後も上記のとおり、県内全域での連携を図っていくこととした。	4
		自然公園のある市町村に設置する自然保護推進員からのパトロール結果等に基づく県や市町村への報告により、情報収集を図っている。	自然保護推進員のパトロール及び結果報告により、状況の把握が図られている。	4
		県自然保護課、県立博物館と連携し、情報収集に努めた。	生物多様性に係る拠点機能の整備充実に向けて今後も県自然保護課、県立博物館とも連携し、他県の事例なども参考にして情報を収集しながら今後もネットワークの構築の在り方について検討を進めていきたい。	3
		・天然記念物や絶滅危惧種等が生息している地域において、環境の変化等により生息数が増減している。そこで、外来種を含めて全体的に資料収集や調査研究を進め、企画展や研究報告等で紹介、報告を行った。 ・ 鶴島で移動博物館を開催し、郷土の自然について展示を行った。 ・ 「標本」「奄美・沖縄」において「トカラ」をテーマにした企画展を行った。 ・ 希少動物に関する啓発を行うために、アマミシカワガエルの生体展示を継続した。	トカラ列島等で収集した実物資料等は企画展や常設展示室での展示に活用したり、登録を行い収蔵したりした。調査結果の一部は研究報告書で報告を行った。 また、R5年1月に、鹿児島島の自然を紹介する2階常設展示を一部リニューアルした。今後も鹿児島島の生物多様性に関する展示や企画展を継続的に実施し、収集している生物多様性情報を発信していく。	4

【主な取組】

67	①県内の様々な調査データ等を踏まえ、生物多様性の保全上重要な地域を科学的に抽出し、その情報を関係部局で横断的に共有を図ること、本県が実施する諸事業による環境への影響の低減を一層推進します。	県庁内各課で構成する生物多様性鹿児島県戦略推進会議(書面開催)において、生物多様性に関する各分野の情報共有などを行った。	毎年度開催している生物多様性鹿児島県戦略推進会議において、関係各課が持つ情報の共有は図られているが、環境への影響の低減を推進するための具体的な取組がなされていないところであるため、今後、その手法や内容について検討を行いたい。	3
		世界自然遺産登録地を含む奄美大島、徳之島における公共事業の環境配慮指針の運用を支援するため、公共事業を所管する行政担当者及び建設業協会への説明及び公共事業環境配慮アドバイザー研修を実施した。	平成29年3月に作成した奄美大島・徳之島における公共事業環境配慮指針の運用	4
68	②県レッドデータブックの改訂作業を通じて、最新の生物多様性情報を収集・蓄積し、書籍として発行することにより、情報の共有化を図ります。	平成28年3月に県レッドデータブックの改訂を行ったが次回改定の作業に着手できていない。 ※R4は改訂なし。	生物多様性に関する情報を適宜把握し、レッドデータブックの改訂を行ってきたい。	2
69	③特定鳥獣保護管理計画に基づくニホンジカの生息状況やオニヒトデ防除事業の捕獲調査によるモニタリング等を通じて、生態系に被害を与える野生動物の生息情報を収集し、効果的な防除対策に役立てます。	ニホンジカについては、生息密度の推定を行い併せて今後の捕獲計画を作成した。	ニホンジカの生息状況調査を継続することにより、個体群の動向を把握することが可能となっている。 今後も引き続き行うことにより、効果的な防除対策に役立てていきたい。	3

3-2 外来種への対応

【戦略的な取組】

70	総合的な外来生物対策の推進 県内における外来生物の侵入状況や被害の発生状況を把握し、今後、新たな侵入が予測される種も含めて、鹿児島県版の外来生物リストを作成します。また、被害の重大性や分布拡大の可能性を踏まえて、優先的に対策を講じることが必要な侵略的な外来生物を選定し、その侵入予防や防除を促進するなど、総合的な外来生物対策を推進します。	・平成30年1月に外来種対策検討委員会を開催し、侵入初期の外来種の防除や鹿児島県外来種リストの改訂の検討などを実施した。 ・平成31年3月に指定外来動物による鹿児島島の生態系に係る被害の防止に関する条例及び施行規則を制定した。(平成31年4月1日施行) ・令和元年10月に県条例に基づく指定外来動物被害防止基本方針を策定した。 ・県条例に基づき、令和3年度までに指定外来動物22種の指定を行った。 ・総合的な外来種対策の推進を図るため、各市町村に外来動物対策推進員を設置した。	侵略的な外来種付付ポスター、外来種パンフレットを作成し、市町村や県内の小中高に配布したことや、併せて鹿児島県外来種リストを作成するなど、外来種やその対策に対する県民の理解は図られつつあると思われる。今後も指定外来動物の指定による外来動物の適正な取扱いの促進や外来種駆除対応マニュアルの充実など、あらゆる機会を通じて県民等への周知に努めるとともに、効果的な防除対策等の検討を進めていきたい。 また、外来生物法改正に伴う特定外来生物の防除が新たに県の責務として規定されることから対応を検討していきたい。	4
----	--	--	--	---

【主な取組】				
71	①外来生物対策は早期発見、早期対応が重要であることから、広く市町村、県民等に注意喚起を行うとともに、既に県内に侵入している侵略的外来生物については、優先順位をつけ、関係者との連携のもと、防除を推進します。	県ホームページ内において、県内に侵入、又は侵入の恐れのある外来生物について普及・啓発を実施。アフリカツメガエル等の侵入初期の外来種について専門家と協力し防除を実施した。	侵略的外来種番付ポスター、外来種パンフレットを作成し、市町村や県内の小中高に配布したことや、併せて鹿児島県外来種リストを作成するなど、外来種やその対策に対する県民の理解は図られつつあると思われる。今後も指定外来動植物の指定による外来動植物の適正な取扱いの促進や外来種駆除対応マニュアルの充実など、あらゆる機会を通じて県民等への周知に努めるとともに、効果的な防除対策等の検討を進めていきたい。 また、外来生物法改正に伴う特定外来生物の防除が新たに県の責務として規定されることから対応を検討していきたい。	3
72	②多くの野生生物には分布の南限、北限があり、さらに本県は島嶼部が多いことから、県内に普通に存する在来生物であっても、その本来の生息・生育域を越えての移動について注意が必要です。そのため、外来生物対策について広く県民に普及啓発を行います。	パンフレット等を作成し、県条例の内容や条例に基づく指定外来動植物の取扱いについて普及啓発を図ったほか、始良市や奄美市において一般市民を対象とした県内に生息・生育する外来種への理解と醸成を図るために外来種移動博物館を開催した。	侵略的外来種番付ポスター、外来種パンフレットを作成し、市町村や県内の小中高に配布したことや、併せて鹿児島県外来種リストを作成するなど、外来種やその対策に対する県民の理解は図られつつあると思われる。今後も指定外来動植物の指定による外来動植物の適正な取扱いの促進や外来種駆除対応マニュアルの充実など、あらゆる機会を通じて県民等への周知に努めるとともに、効果的な防除対策等の検討を進めていきたい。	3
73	③国において、平成34年度までの完全排除を目指して防除が進められている奄美大島のマングース対策については、国、県、地元市町村などで構成する「奄美群島希少野生生物保護対策協議会」を通して、必要な協力をを行います。	奄美群島希少野生生物保護対策協議会(奄美大島・徳之島)を開催した。 マングースについては早ければR5年度中に根絶見込みの状況。	引き続き協議会を開催し、希少野生動植物の保護対策について協力を依頼する。	4
74	④奄美大島においては、野生化ヤギが生態系に影響を及ぼしている可能性があることから、生息状況調査を行い、科学的・順応的な捕獲対策を推進します。また、本県が平成21年度から進めてきた県本土でのマングース対策については、既に根絶状態にあると考えられていますが、住民の協力を得て監視を継続し、万一、確認された場合には速やかに防除を実施します。	野生化ヤギ対策については、市町村による捕獲を支援するなどして森林地域におけるノヤギの効果的な捕獲手法の確立に努めた。	引き続き情報収集に努め、科学的見地に立った防除の取組について促進を図る。	3
75	⑤法面緑化に用いられる緑化植物が、外来種として問題を発生させる事例もあることから、生物多様性保全上重要な地域では、周辺からの在来植物の自然侵入を防ぐ工夫を採用するなど、必要な配慮を行います。	関係機関へ「奄美大島・徳之島 公共事業における環境配慮指針」の運用に努めるよう依頼した。	平成29年3月に作成した奄美大島・徳之島における公共事業環境配慮指針の運用	4
76	⑥島嶼部においては、ペットである飼猫が野生化してノネコとなり、希少種の捕食など、深刻な生態系被害をもたらしていることから、新たなノネコを生みださないよう、市町村等による適正飼養の取組を促進・支援します。	奄美群島希少野生生物保護対策協議会の部会として設置されている「ノネコ対策検討会」等において、奄美大島5市町村及び徳之島3町の適正飼養に係る取組を支援した。	平成29年に、奄美大島5市町村及び徳之島3町は、罰則規定を設ける等、飼猫適正飼養条例の規制を強化した。 また、令和4年に徳之島3町は同条例を改正し、放し飼いや多頭飼養等に関する規制を強化した。 今後、関係機関、関係団体と連携して適正飼養の取組を推進する。	4

3-3 野生生物等の保護管理

【戦略的な取組】				
77	鳥獣の科学的管理の推進 深刻な農林業被害や生態系被害をもたらしているニホンジカ等の鳥獣の適正管理を行うため、生息密度や個体群成長率、捕獲場所や被害の発生状況などについて科学的なデータの蓄積と解析に努め、鳥獣の生息環境管理と同時に、効果的な捕獲対策の推進を図ります。また、「鳥獣管理の将来ビジョン」に基づき、鹿児島の実情に応じた効果的な捕獲手法の確立と、科学的知見や捕獲技術を有する専門的捕獲従事者による新たな捕獲体制の整備を進めます。	ニホンジカ、ヤクシカ、イノシシの生息密度調査を実施した。	ニホンジカ、ヤクシカ、イノシシの生息密度調査を行った。ニホンジカ被害対策の実践・指導を行うとともに、モンキー・ドッグを育成した。誘引狙撃法の検討、実証を行い有効性が確認された。併せて、専門的捕獲従事者を育成した。今後は、成果等の普及に努めるとともに、専門的捕獲従事者の活用を図りたい。	3

【主な取組】

(1) 鳥獣の保護管理				
78	①ニホンジカなど著しく増加等している地域個体群について、特定鳥獣保護管理計画を策定し、「鳥獣管理の将来ビジョン」を踏まえて、その生息地管理等も含めた科学的対策を推進します。	特定鳥獣保護管理検討委員会において特定鳥獣(イノシシ・ニホンジカ)による農林業被害とその捕獲数について報告し、第二種特定鳥獣管理計画の内容について語った。	イノシシ、ニホンジカ及びヤクシカについて、それぞれ第二種特定鳥獣管理計画を策定し、狩猟期間の延長等の規制緩和を行っている。今後は第二種特定鳥獣管理計画に基づき管理を進めたい。	3
79	②捕獲従事者のすそ野を支える狩猟者の増加を図るため、普及啓発の取組を推進します。	狩猟免許試験実施について県のホームページにより周知を図った。 また、初心者に対して、狩猟読本及び例題集の無料配布を実施した。	令和4年度は、狩猟免許試験を県下15会場で実施し、295人が新たに狩猟免許を取得した。引き続き普及啓発等を実施し、捕獲従事者の確保に努めたい。	4
80	③被害農家自らによる捕獲を促進するため、農家等のわな猟初心者の捕獲技術向上を推進します。	わな猟初心者の捕獲技術向上を図るため、県猟友会に業務委託して、わな猟免許を新たに取得した被害農家等を対象に、座学と実技を内容とする研修会を開催し、被害農家自らによる有害鳥獣の自衛的な捕獲活動への取組を促進した。 ※ 受講者 … 座学:75人、実技:80人	捕獲技術の習得・向上に向けて、毎年度、わな猟免許の新規取得者のおおむね3割にあたる100人程度が研修会を受講している。 今後とも、被害農家自らによる有害鳥獣の自衛的な捕獲活動への取組を促進するため、引き続き、研修会を開催する。	4
81	④市町村鳥獣被害防止計画に基づく取組の実践的活動を担う、市町村鳥獣被害対策実施隊の設置を推進します。	鳥獣被害防止計画を作成している42市町村のうち40市町村に鳥獣被害対策実施隊が設置されており、うち23市町村で民間隊員が加入し、活動している。	鳥獣被害対策実施隊員数は858人であり、うち民間隊員数は、309人である。 今後とも、鳥獣被害防止計画に基づく実践活動の支援を行うとともに、民間隊員の加入促進を市町村等に働きかける。	4
82	⑤傷病野生鳥獣については、指定診療施設等の協力を得てその保護に努めます。	公益財団法人鹿児島県獣医師会と傷病鳥獣の保護に関する契約を締結し、26箇所の指定診療施設において、146件の鳥獣の保護を行った。	県民からの通報等により保護を行った146件の鳥獣について、48件が全快の状態まで回復した。 今後とも診療施設に協力を依頼し、傷病鳥獣の保護に努めていくこととする。	4
83	⑥野鳥の高病原性鳥インフルエンザについては、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(平成23年環境省)等を踏まえ、国等の関係機関と連携し、年4回の糞便採取調査による野鳥の感染状況の調査、監視、情報収集に努めるとともに、検査体制や緊急時の連絡体制の充実を図ります。	・年1回の糞便採取調査による野鳥の感染状況の調査を行った。 ・出水のツル等の野鳥から高病原性鳥インフルエンザが検出されたことから、野鳥監視重点区域を中心に関係機関と連携し、感染リスクのある死亡野鳥の回収・検査・情報提供に努めた。	国等の関係機関と連携し野鳥の感染状況の調査、監視、情報収集に努め、検査体制や連絡体制の充実が図られている。近年、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されていることも踏まえて、引き続き、国等の関係機関と連携した取組が必要である。	3

(2) 希少野生生物の保護				
84	①県レッドデータブックを活用し、希少野生生物の保護対策を検討するとともに、希少野生生物について県民や事業者へ広く普及啓発を図り、自然保護思想の高揚に努めます。	普及啓発用パンフレットを作成・配布し、希少野生動物保護意識の醸成に努めた。	パンフレットを県民、事業者等に配布することで、希少野生動物の保護について県民や事業者への普及啓発が図られた。今後も同様のパンフレットの作成やキャンペーンを実施するなど、さらなる普及啓発を図る。	3
85	②希少鳥獣の繁殖地や集団渡来地等、特に保護する必要がある地域を鳥獣保護法に基づき、鳥獣保護区特別保護地区に指定し、また、指定希少野生動物の保護のため必要があると認められる区域を「鹿児島県希少野生動物の保護に関する条例」に基づき生息地等保護区に指定し、行為規制や保全事業を推進します。【再掲】	県レッドデータブックを活用しながら、保護区の指定の可否について、検討を行った。	鳥獣保護区特別保護地区を指定し、鳥獣の保護繁殖に影響の大きい行為を原則禁止することで、多様な鳥獣の保護を図った。今後も鳥獣保護法及び鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣保護区特別保護地区の指定を行い、また、必要に応じて、鹿児島県希少野生動物の保護に関する条例に基づき生息地等保護地区の指定について検討することとしたい。	3
86	③「鹿児島県希少野生動物の保護に関する条例」の運用に当たっては、この条例に基づく捕獲等の禁止の対象となる指定希少野生動物や商業的にその個体を繁殖させることができる特定希少野生動物の指定、野生動物の生息状況調査などを行うほか、希少野生動物保護推進員を中心とした保護監視活動に努めます。【再掲】	希少野生動物保護推進員を設置し、希少野生動物の保護監視に努めた。「鹿児島県希少野生動物の保護に関する条例」に基づき「キバナノセッコク」、「ヒメウラジロ」を指定した。	県指定希少野生動物への指定により、個体数が減少していたキバナノセッコク等の採取が原則禁止された。希少野生動物保護推進員の巡回により、定期的な保護監視が図られた。今後も必要に応じて新たな指定種を検討し、また、希少野生動物保護推進員への定期的な保護監視を依頼することとしたい。	3
87	④天然記念物に指定されている希少種や絶滅のおそれのある野生動物については、「文化財保護法」や「絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律」、「鹿児島県文化財保護条例」、「鹿児島県希少野生動物の保護に関する条例」を適正に運用するとともに、文化財保護指導委員、希少野生動物保護推進員等の協力を得ながらその保護に努めます。【再掲】	希少野生動物保護推進員を設置し、希少野生動物の保護監視に努めた。	希少野生動物保護推進員の定期的な巡回により、希少野生動物の保護監視が図られた。今後も希少野生動物保護推進員を設置し、希少野生動物の保護に努めることとしたい。	3
		文化財保護法及び鹿児島県文化財保護条例に基づき、指定を進めるとともに、関連して教育事務所や市町村と連携し、指定天然記念物に対する保護を目的に、現状変更等の厳正化を図っている。また、県文化財保護指導委員を全県下に配置し、その巡回による天然記念物の保護を図った。	関係教育事務所や市町村と連携し、指定天然記念物に対する保護を目的に、現状変更等の厳正化を図っており、現状変更の手続き等も徹底されてきている。また、県文化財保護指導委員を全県下に配置し、今後その巡回体制の確立により天然記念物の保護を図る。	4
88	⑤出水地方に渡来するツルについては、県ツル保護会等と連携し、越冬地の保全や給餌を通じた保護活動を行うとともに、越冬地分散に向けた取組を進めます。	ツルの集中化の改善と農作物の被害軽減のため、出水市東干拓地区において、 ・ツル休遊地の借り上げ ・目隠し網、設置資材の購入・設置 ・休遊地内のツルへの小麦給餌 ・ツル羽数調査 ・ツル渡去後の休遊地周辺農地の復旧等 を行った出水市に対して、事業費の2分の1の補助を行った。	約1万羽を超えるツルが飛来し集中して生息しているが伝染病等の発生による絶滅が危惧されるとともに、農作物への被害等の問題も発生しており、生息環境の改善、整備を行いツルの集中化の改善と農作物被害の軽減を図った。今後も渡り鳥の生息の保全や越冬地分散の取組を促進する必要がある。	3
89	⑥県内の海岸に上陸するウミガメについては、関係市町村と連携して、ウミガメ保護条例に基づき、ウミガメ保護監視員の設置と監視活動等を通じて、保護に努めます。	ウミガメ保護監視員を設置する市町村に補助を行い、監視活動を通じてウミガメ保護を図った。 令和4年度は、県全体で6,230回の上陸、3,172回の産卵を確認した。	保護監視活動の実施や、県及び関係市町村によるウミガメ保護対策連絡会議の開催により、ウミガメの卵の捕食対策や盗掘被害にも効果があると考えている。	4
90	⑦霧島地区にのみ生育する固有種であるノカイドウについては、その天然更新を促進するため、シカによる食害防止対策等を講じるとともに、森林技術総合センター等における生息域外保全の取組を進めます。	環境省、霧島市、森林管理署等で情報共有を図るとともに、現地調査を実施した。 令和3年度末での自生地における生存個体は224本確認した。	ノカイドウの保全・保護対策を継続的実施していることから、食被害の減少等に繋がっている。	4
91	⑧奄美群島における野生生物については、奄美の生態系保全の拠点となる奄美野生生物保護センターを活用するとともに、貴重な野生生物の保護のための調査研究や普及啓発等を促進します。	「奄美自然体験活動推進協議会」を開催し、奄美地域の自然環境の保全・普及啓発に努めた。	奄美地域の地元市町村が設置した奄美自然体験活動推進協議会の経費負担を行うことにより、自然保護推進・監視業務等の広域的連携が促進され、自然体験活動の促進を通じた奄美地域の振興に寄与した。	4
(3) 動物の愛護と適正な管理				
92	①動物によるトラブルを未然に防ぐため、飼い主のモラル向上について啓発活動を行います。	県ホームページ及びSNS上での情報提供等により県民等に対し、動物愛護思想や適正飼養の普及啓発に関する情報発信を実施した。	飼い犬及び飼い猫に関する苦情件数は前年度より増加しており、多くの苦情が寄せられることから、飼い主のモラル向上について、今後とも情報発信の方法を工夫し、啓発活動を継続する必要がある。	3
93	②動物が命あるものであることを踏まえた適正な飼養方法、禁止行為の周知徹底等を図るとともに、市町村や関係機関・団体等とも連携して遺棄及び虐待の防止を図ります。	県動物愛護センター及び県内各保健所において、講習会等で、飼い主としての社会的責任について啓発を図り、動物と周辺環境への配慮に基づいた適正飼養、みだりな繁殖の防止、終生飼養等を推進するとともに、関係法規の周知を実施した。	県動物愛護センター及び保健所において、譲渡前講習会(209回、参加者548名)及びひつけ方教室(25回、参加者113名)を開催し、飼い主が果たすべき責務、不妊去勢の必要性、終生飼養、関係法令等について講習し、適正飼養についての周知を図った。今後も動物を飼養するために必要な情報を発信し、動物愛護思想の普及に努めたい。	4
94	③犬及び猫の引取り数を減らすため、みだりな繁殖を防止するための不妊・去勢措置の推進、安易な飼養の抑制、終生飼養の徹底等について、飼養者に対して啓発します。	県動物愛護センター及び学校等で動物愛護教室を実施し、動物愛護思想の普及啓発を実施した。	県動物愛護センター及び保健所は、小中学生等に対し動物愛護教室を開催(32回、参加者930名)し、子ども達へ命の大切さと動物の正しい扱い方について講習した。子ども達へ命の尊さを伝える場として、今後も継続的に開催していきたい。	4

テーマ4 生物多様性を支え、生物多様性に支えられる環境文化を継承するための取組

4-1 地域における人と自然との関わり(環境文化)の伝承と記録

【戦略的な取組】

95	<p>環境文化を継承するための「聞き書き」の促進</p> <p>高齢の農林漁業者や地域に長く暮らす高齢者等に、自然と共生する暮らし方について話を聞き、今後の取組に反映したり、記録に残していく活動が、行政機関、学校、大学、企業、地域社会など、様々な場に行われていくよう、『聞き書き』運動(仮称)を推進します。また、こうした聞き書きの結果が、蓄積され、保存され、活用されていくことが大切なことから、そのあり方について検討します。</p>	<p>県立大島北高校の生徒による聞き書き活動が進められている。</p> <p>令和4年度は、坊野間県立自然公園周辺地域(枕崎市、南さつま市)及び屋久島(口永良部島含む)みしま県立自然公園周辺地域において、自然と人との関わり(環境文化(歴史、文化、活用の技術、生活の知恵など))のストーリー発掘のため、「聞き書き」を実施した。</p> <p>この「聞き書き」活動を通して、地域で古くから伝わる、自然と関わる伝統文化や慣習、技術など、シンボルとなり得る素材の掘り起こしに繋がった。</p>	<p>令和5年度は坊野間県立自然公園周辺地域(枕崎市、南さつま市)と屋久島(口永良部島含む)において、自然と人との関わり(環境文化(歴史、文化、活用の技術、生活の知恵など))のストーリー発掘のため、「聞き書き」の実施を予定している。</p> <p>今後も、全県的に取組が進むよう、地域を変えて聞き書きを実施する予定であり、平成30年度に実施した聞き書き指導者養成講習会の参加者をはじめ、関係者との情報交換等なども通じて検討していきたい。</p>	4
96	<p>南方の島々の環境文化の研究</p> <p>世界自然遺産登録を目指す奄美群島などでは、生物多様性だけでなく、言葉や食、鳥鳴や祭事など島ごとに異なる文化を有しています。こうした文化と自然との関わりや、それらの多様性、由来・歴史等についての調査研究のあり方を検討し、世界自然遺産登録後の地域づくりに役立てます。</p>	<p>R4年度は実績なし</p>	<p>奄美群島固有の人と自然が共生する文化「環境文化」に関する研究を推進するため、今後の方針について検討する。</p> <p>各種シンポジウム等様々な機会を捉え、環境文化の考え方の普及や、情報収集を図りたい。</p>	3

【主な取組】

97	<p>①奄美群島の世界自然遺産登録に向けた調査・検討において、奄美大島や徳之島における伝統的な自然資源の利用について把握・記録するとともに、世界自然遺産として保全管理するにあたり、こうした伝統的な自然資源利用が考慮されるように配慮します。</p>	<p>R4年度は実績なし</p>	<p>奄美群島の伝統的自然利用の歴史と現状や遺産価値の持続可能性に着目した情報収集を行う。</p>	3
----	---	------------------	---	---

4-2 屋久島環境文化村構想の推進

【主な取組】

98	<p>①屋久島里めぐり協議会が推進している「里のエコツアー」等の環境文化を生かした新たな取組を踏まえ、環境文化の継承と再評価の視点から、屋久島環境文化財団とともに、屋久島環境文化村構想に基づく主要施策の見直しを行い、自然と共生する社会の先進地として新たな屋久島の地域づくりを進めます。</p>	<p>広く全国から参加者を募り、自然環境に負荷を与えない屋久島の里地の暮らしや伝統文化等について体験できる「里のエコツアー」を行った。</p> <p>参加集落:10集落 実施回数:111回 参加者数:453人</p>	<p>屋久島里めぐり推進協議会の主催するエコツアーでは、令和4年度に111回の受入を行っているほか、屋久島公認ガイドもR4 5.3月末現在で59名が認定されるなど、豊かな自然を生かした体験型観光の促進が一定程度図られていると生われる。</p> <p>今後とも、エコツアーの充実等に努めていきたい。</p>	4
99	<p>②屋久島環境文化村構想で提示した各種施策のうち、山岳部の利用調整の導入と環境文化に関する研究拠点機能の実現等の残された課題について検討します。</p>	<p>国・県・町の関係行政機関で構成する「屋久島世界遺産地域連絡会議幹事会」において、屋久島世界遺産地域管理計画に基づいた世界遺産地域の適正な保全と利用について協議を行った。</p> <p>地域連絡会議:2回 幹事会:1回、WEB1回 科学委員会:WEB2回</p>	<p>「世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金」については、令和4年度は、約30万円を納入いただいております。山岳部トイレのし尿搬出や森林軌道修繕などに有効活用されることとなっている。</p> <p>環境文化に関する研究拠点機能の実現については、財源のない状況等も踏まえ、引き続き検討課題としたい。</p>	4
100	<p>③屋久島を訪れる来訪者に対して、屋久島の環境文化についての理解を深めるため、屋久島環境文化村センターでの展示・解説活動の充実を図るほか、屋久島環境文化研修センターにおける環境学習プログラムの受講者の増加に努めます。</p>	<p>(公財)屋久島環境文化財団等が屋久島環境文化村センターの交流ホールを活用し、屋久島や口永良部島に関する各種展示等を行った。</p> <p>展示回数:10回 屋久島環境文化村センター入館者数 42,717人 屋久島環境文化研修センター入館者数 5,555人</p>	<p>屋久島環境文化村センターの入館者については、対前年度比87.3%の30,757 42,417人であった。また、屋久島環境文化研修センターの利用者については、対前年比94.9%の5,555人であった。</p> <p>戦略を策定した平成26年と比較すると減少しているが、屋久島の環境文化についての理解は一定程度広まりつつあると考える。</p> <p>これまでに利用の少ない年代層へ向けたプログラム開発も行いつつ、利用者数の一層の増加に努めたい。</p>	4
		<p>(公財)屋久島環境文化財団が作成した環境学習プログラムを活用して宿泊研修、1日研修、短時間研修を行うグループの受入れを行った。</p> <p>・宿泊研修 2,615人 ・1日研修 841人 ・短時間研修 84人</p>		4

テーマ5 生物多様性の向上につながる産業活動やライフスタイルに転換するための取組

5-1 農林水産業における生物多様性の保全と持続可能な利用の推進

【戦略的な取組】				
101	生物多様性の向上につながる産業活動の奨励 生物多様性保全と両立する再生可能エネルギーである森林バイオマス資源や、農業の本来有する自然循環機能を発揮させたIPM(総合的病害虫・雑草管理)等の環境に配慮した技術の普及が進められてきています。このような生物多様性の視点から見た優良事例の紹介等を通して、生物多様性の向上につながる取組が一層促進されるよう努めます。	各課において、再生可能エネルギーに関する情報の発信やIPM技術農法の普及が進められている。 (経営技術課、かごしまの食輸出・ブランド戦略室) IPM技術実践者等の確保・育成を図るため、次の取組を実施した。 ①現地実証ほ(2か所)の設置や現地検討会等の取組を支援した。 ②各種イベント等を通じてIPMのPRを実施した。 また、環境と調和した農業の推進に向けて、農業生産工程管理(K-GAP)の普及を図るため、推進研修会の開催や、生産者への実践指導等を実施した。	IPM技術実践者等の確保・育成を図るため、これまで、現地実証ほの設置(H30:11か所)によるIPM技術の普及や研修会の開催による人材育成、県政広報番組等の活用によるIPMの認知度向上等に取り組んだ。 平成30年度のIPM導入栽培面積は約190haであり、昨年度より34ha増加した。 今後とも、これらの取組による環境と調和した農業の推進を図ってきたい。	4
【主な取組】				
(1) 農業における取組				
○生物多様性保全をより重視した農業生産の推進				
102	① 農業の本来有する自然循環機能を発揮させつつ、環境に配慮した生産活動、いわゆる環境と調和した農業を推進します。また、これらの取組を推進するため、農業生産工程管理(K-GAP)の普及推進や有機農業の拡大を図ります。	環境保全型農業直接支払交付金を活用した取組面積は1,355ha、有機農業面積は1,229haになるとともに、有機農産物生産者団体が行う産地拡大の取組(2団体)への助成や、IPMの普及、有機JAS制度等の指導・助言を行う指導員による指導体制の充実などにより、環境と調和した農業を推進した。 また、環境と調和した農業の推進に向けて、農業生産工程管理(K-GAP)の普及を図るため、GAP指導員を育成するとともに、推進研修会の開催や生産者への実践指導等を実施した。	環境保全型農業直接支払交付金の活用や有機農業の取組への助成や指導体制の充実により、有機農業の取組面積は、令和4年度には1,229haに拡大した。 また、本県のGAP制度取得件数は、平成30年度(2月末)の433件に対し、令和4年度(同)566件と増加した。 引き続き、みどりの食料システム戦略の実現に向けた取組を推進する。	4
103	② 畜産産業においては、適正な施肥や家畜排せつ物の処理など、環境と調和した農業を研修会等を通じて推進します。	環境と調和した農業の取組方針に基づき、「環境と調和した農業推進研修会」を開催した。 また、パンプレット「家畜ふん堆肥を活用した土づくりと肥料としての利用」の作成、配布、県HP掲載により環境と調和した農業を啓発した。	これまでに開催した研修会等により、農業者への適正な施肥への理解醸成は図られている。 今後とも、引き続き、研修会等を通じて適正な施肥の推進を図る。	3
104	③ 鹿児島県ならではの豊かな食文化と農林水産業を生かした「食育」を、子どもたちをはじめとする全ての県民を対象に幅広く推進することにより、食に対する正しい知識の習得や健康の増進だけでなく、食に関する関心・感謝の念を深めるとともに、農林水産業に対する理解を促進します。	・かごしま版食事バランスガイド、「かごしまの味」等の作成や配布、各種研修会での活用 ・食育シニアアドバイザーの登録・派遣(10回派遣、参加者340人) ・食と農の指導者研修の開催(小中学校、養護学校教諭等18人) ・学校等を行う指導員による指導体制の充実(食育支援実施校71校、支援回数127回、支援人数3,829人)	かごしま版食事バランスガイド等の活用、食と農の指導者研修等の実施により、理解促進が図られた。今後とも食育に係る人材育成等の取組を継続し、更なる理解促進を図る。	4
105	④ 鹿児島県ならではの多彩な食文化と新鮮な農林水産物を実感できる「地産地消」を、県民全体に広く推進します。	・県産農林水産物を積極的に活用している飲食店等を「かごしま地産地消推進店」として登録(令和4年度登録実績:53店) ・地産地消の積極的な情報発信役となる県民を「地産地消推進サポーター」として登録(令和4年度登録実績:1人) ・県民の県産農林水産物への関心を高めるため、高校生等を対象とした県産食材を使ったメニューコンテストを実施(応募数95作品、15校)	令和5年3月末時点で、かごしま地産地消推進店の登録店舗数は858店舗、地産地消推進サポーターは677人に増加。地産地消の取組の拡大及び消費者の県産農林水産物への理解促進のため、引き続き、地産地消推進店及び地産地消推進サポーターの登録に取り組むとともに、高校生等の若年層を対象とした県産農林水産物への関心を高めるための取組を進める。	4
106	⑤ 伝統野菜については、鹿児島の人や風土と関わりが強く、郷土の食文化を支えてきた野菜として、農産物直売所等での販売などの地産地消を基本に、地域農業が元気になるような取組として推進します。また、栽培に当たっては、関係機関と連携の上、必要に応じて技術的支援を行います。	・県ホームページを活用し、伝統野菜の由来や特徴、調理方法等の情報発信に努めるとともに、栽培方法等に関する問い合わせに対応した。	消費者からの問い合わせがあるなど伝統野菜の周知に一定の効果があったと考える。今後とも伝統野菜の情報発信等に努める。	4
○生物多様性の保全をより重視した土づくりや施肥、防除などの推進				
107	① 家畜排せつ物を原料とした良質堆肥の施用による健全な土づくりを推進します。	鹿児島県土壌管理指針(R32策定)を基本に、良質堆肥の生産・利用に向け、種子島地区等で土づくり研修会や地力室楽簡易判定研修会を開催した。	土づくり研修会により、農業者へ土づくりの重要性を再認識させた。 今後とも、引き続き、研修会の開催や各種施策により、農業者等へ健全な土づくりを推進する。	3
108	② 土壌診断に基づく適正施肥及び有機質肥料の利用等による化学肥料の使用量の低減を推進します。	土壌診断を県、市町村、関係団体等において実施するとともに、診断結果に基づく適正施肥を指導した。	県・市町村・関係団体において、年間約17万点の土壌分析を行い、その分析結果に基づく農業者への適正施肥の指導等により、化学肥料の使用低減につながる適正施肥の重要性について理解を図った。 今後とも、引き続き、適正施肥の指導や各種施策等により、化学肥料の使用量の低減を推進する。	3
109	③ IPM技術の確立と普及推進による化学合成農薬の使用量の低減を推進します。	現地実証ほの設置や現地検討会等を通じて技術普及や農業者等へのIPMに関する情報発信を行うとともに、各種イベント等を通じてのIPMのPRを行った。	現地実証ほの設置や研修会の開催によるIPM技術の普及や各種イベント等を通じてIPMの認知度向上に取り組み、化学合成農薬の使用量の低減を図った。 令和4年度以降は、みどりの食料システム戦略に基づき引き続き、有機農業の推進と併せ、環境と調和した農業を推進する。	3
○水田や水路・ため池などの水と生態系ネットワークの保全の推進				
110	① 農業用排水路やため池については、地域住民の理解・参画も得ながら、生態系に配慮した整備を推進します。【再掲】	事業計画書策定段階で環境調査を行い、地域の代表者や学識経験者等から構成される「環境情報協議会」において取りまとめた意見に沿った、環境に配慮した工法等により整備が行われた。 これらでも管理者を含めた地元住民と協議しながら、整備を行ってきたい。	今後とも管理者を含めた地元住民と協議しながら、必要に応じて生態系に配慮した整備を行ってきたい。	4

○農村環境の保全・利用と地域資源活用による農業振興				
111	①条件不利地域における農業生産活動の促進等を通じて、荒廃農地の発生を防止し、多面的機能の確保に努めます。	荒廃農地の発生防止等のため、中山間地域等の条件不利地域に対して、平地との生産費の差を支援する中山間地域等直接支払交付金を、26市町村、約7千haに、約7億5千万円を交付した。	中山間地域等直接支払交付金を活用した取組により、中山間地域等の約7千haで農業生産活動が継続して展開されている。 今後とも、荒廃農地の発生防止等に向けて、引き続き、中山間地域等直接支払交付金の推進を図る。	4
112	②農地・農業用水等の資源と環境の良好な保全及び質的向上を図るため、地域ぐるみの活動を推進します。	農地・農業用水等の資源と環境の良好な保全及び質的向上に取り組む、水土里サークル活動を展開する40市町村の575組織に対して、多面的機能支払交付金、約22億7千万円を交付した。 ※ 取組面積：約4万8千ha	多面的機能支払交付金を活用した取組により、県内農地の約5割に当たる約4万8千haで、農地・農業用水等の資源と環境の良好な保全及び質的向上の取組が継続して展開されている。 今後とも、農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮等に向けて、引き続き、水土里サークル活動の推進を図る。	4
113	③農山漁村における、豊かな地域資源を生かした教育や観光など、都市と農村との交流を促進します。	グリーン・ツーリズムによる新しい生活様式に対応した受入態勢の充実・強化や地域資源を活用した農泊コンテンツの充実・強化の取組を支援した。	グリーン・ツーリズム等の推進を通じて、農山漁業体験の可能な民宿がH27年度から46軒増加し、172軒となった。 今後とも都市農村交流の促進に向け、農家民宿等による安全・安心な体験型教育旅行の受入態勢づくりに取り組むとともに、豊かな地域資源を活用した農泊を推進する。	4
(2) 林業における取組				
○重視すべき機能区分に応じた望ましい姿とその誘導の考え方				
114	①地域森林計画において、森林の機能(水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、木材等生産機能)とその機能を発揮する上での望ましい森林の姿を例示するとともに、それぞれの森林の発揮すべき機能に配慮した適切な森林施策の実施を推進します。	大隅森林計画において、森林の機能とその機能を発揮する望ましい森林の姿を例示し、森林所有者等が適切な森林施策を実施するための規範となる市町村森林整備計画作成のための指針を市町村に対して示した。	各地域森林計画において、公益的機能別森林の区域設定及び実施方法に関する指針を示し、各市町村森林整備計画に反映させることにより、森林の発揮すべき機能に配慮した適切な森林施策の実施を通じて、生物多様性の保全を図っている。	4
115	②スギ・ヒノキの人工林については、適切な間伐を積極的に推進するとともに、立地条件や県民のニーズ、森林所有者の森林経営に関する意向等に応じて、広葉樹林化、針広混交林化、長伐期化等の多様な森林への誘導に向けた整備を推進します。	立地条件や地域特性に則した多様な森林づくりを推進し、森林資源の充実や森林の有する多面的な機能を発揮させるため、人工造林961ha、間伐2,042ha等の森林整備を支援した。	各種森林整備を通じて、多様で健全な森林が造成されており、今後も引き続き人工造林、間伐等の森林整備を支援する。 平成31年3月に改定した鹿児島県森林・林業振興基本計画に掲げた基本理念の実現や目標の達成に向け策定した「未来の森林づくり推進プラン(R元～R5)」に基づき、令和4年度は間伐2,042ha等(見込)の間伐を実施。 今後も引き続き、計画的かつ効果的な間伐を推進し、森林の多面的機能の発揮を図る。	4
116	③天然広葉樹林については、公益的機能の発揮や有用樹種の育成を図るため、必要に応じ、不用木の除去等の適切な整備を推進します。	森林資源の充実や森林の有する多面的な機能を発揮させるため、天然林の改良515haに対する支援を行った。	各種森林整備を通じて、多様で健全な森林が造成されており、今後も引き続き天然林の改良等の森林整備を支援する。	4
○多様な森林づくりの推進				
117	①地域特性を生かした森林づくり、里山林の機能回復など、県民参加の森づくりを推進します。	景観の保全・防災等の観点から森林環境の保全を図るため、幹線道路等の沿線や集落周辺の荒廃した竹林・雑木林の整備を1市で1,022ha実施した。	・事業実施の効果 幹線道路等の沿線や集落周辺の竹林・雑木林の整備を実施し、景観保全・防災等の森林環境の保全が図られた。 ・今後の取組方針 幹線道路等の沿線や集落周辺の荒廃した竹林・雑木林の整備を実施し、景観・防災等の観点から森林環境の保全を図る。	4
118	②それぞれの森林の発揮すべき機能に配慮した適切な森林施策の実施を推進します。	立地条件や地域特性に則した多様な森林づくりを推進し、森林資源の充実や森林の有する多面的な機能を発揮させるため、人工造林961ha、間伐2,042ha等の森林整備を支援した。	各種森林整備を通じて、多様で健全な森林が造成されており、今後も引き続き人工造林、間伐等の森林整備を支援する。 平成31年3月に改定した鹿児島県森林・林業振興基本計画に掲げた基本理念の実現や目標の達成に向け策定した「未来の森林づくり推進プラン(R元～R5)」に基づき、令和4年度は間伐2,042ha等(見込)の間伐を実施。 今後も引き続き、計画的かつ効果的な間伐を推進し、森林の多面的機能の発揮を図る。	4
119	③充実しつつあるスギ・ヒノキの人工林について、良質な木材生産と公益的機能の高度発揮に向け、間伐や造林、保育等の森林整備を推進します。特に間伐については、施業の集約化、低コスト作業システムの普及・定着、間伐材の生産・利用の促進等による収益性の向上に努めながら計画的に推進します。	立地条件や地域特性に則した多様な森林づくりを推進し、森林資源の充実や森林の有する多面的な機能を発揮させるため、人工造林961ha、間伐2,042ha等の森林整備を支援した。	各種森林整備を通じて、多様で健全な森林が造成されており、今後も引き続き人工造林、間伐等の森林整備を支援する。 平成31年3月に改定した鹿児島県森林・林業振興基本計画に掲げた基本理念の実現や目標の達成に向け策定した「未来の森林づくり推進プラン(R元～R5)」に基づき、令和4年度は間伐2,042ha等(見込)の間伐を実施。 今後も引き続き、計画的かつ効果的な間伐を推進し、森林の多面的機能の発揮を図る。	4
		施業の集約化促進を図るため、森林情報の収集、森林調査及び森林所有者への合意形成活動等を実施し、森林経営計画の作成促進を図った。	各市町村で施業の集約化に係る地域活動が実施されており、間伐施業及び森林経営計画の作成が図られている。引き続き市町村の要望等に基づき事業の予算化と市町村の取組へ支援に努める。	4

120	④間伐遅れの人工林については、立地条件などを踏まえ、間伐の優先実施や広葉樹林化、広葉樹との混交林化など、それぞれの森林に最適な整備手法を確立・普及し、計画的な解消に努めます。	立地条件や地域特性に則した多様な森林づくりを推進し、森林資源の充実や森林の有する多面的な機能を発揮させるため、人工造林961ha、間伐2,042ha等の森林整備を支援した。	各種森林整備を通じて、多様で健全な森林が造成されており、今後も引き続き人工造林、間伐等の森林整備を支援する。 平成31年3月に改定した鹿児島県森林・林業振興基本計画に掲げた基本理念の実現や目標の達成に向け策定した「未来の森林づくり推進プラン(R元～R5)」に基づき、令和4年度は間伐2,042ha等(見込)の間伐を実施。 今後も引き続き、計画的かつ効果的な間伐を推進し、森林の多面的な機能の発揮を図る。	4
121	⑤主伐後の適切な再造林や樹下植栽、広葉樹林化を推進し、森林の多面的機能の持続的な発揮を図ります。	森林資源の充実や森林の有する多面的な機能を発揮させるため、人工造林961haに対して支援を行った。	各種森林整備を通じて、多様で健全な森林が造成されており、今後も引き続き人工造林等の森林整備を支援する。	4
122	⑥森林の施業・育成技術や森林・緑化木等の病虫害防除対策、機械化作業システムなど、各種施策の推進に必要な調査研究を進めるとともに、基礎的研究を含む分野等については、国や大学等の研究機関との連携強化や共同研究を推進します。	再造林の省力化と推進のため、特定母樹等の初期成長や立地が成長に及ぼす影響を明らかにする植栽試験を共同研究として実施した。また、森林病虫害の診断や病虫害調査等を実施した。	特定母樹等を植栽した試験地において、樹高や地際径等を計測し、特定母樹等の初期成長や立地が成長に及ぼす影響を明らかにする。 森林病虫害の診断や病虫害調査を実施する。	4
123	⑦森林所有者や林業事業者に対する林業技術の改善や林業経営の合理化等に関する指導を推進します。また、長期的視点に立った森林づくりの計画・指導等を通じて、市町村が展開する森林・林業施策の円滑な実施を支援する人材の養成等を進め、地域の特性を踏まえた森林整備や林業振興を総合的に指導します。	将来の地域林業を担う若手の林業従事者等に対して、地域リーダー養成講座を開催し、林業技術の改善や林業経営の合理化等を指導した。また、鹿児島きこり塾、国の緑の雇用事業等において講師を務め森林・林業関係者の人材育成を図った。加えて、林業普及指導員が中心となって地域林業のマスタープランとなる市町村森林整備計画の作成・変更・実施監理の支援・指導等を行った。	令和4年度は地域リーダー養成講座を開催し、6名に技術等の指導を行い、地域林業を担う人材を育成した。また、鹿児島きこり塾、国の緑の雇用事業等において講師を務め森林・林業関係者の人材育成を図った。林業普及指導員が中心となり、地域林業のマスタープランとなる市町村森林整備計画の作成・変更・実施管理の支援・指導等を実施した。今後も同様に取り組む。	4
124	⑧優良な郷土品種や少花粉スギなどニーズに対応した苗木の生産体制を整備し、適切な更新を促進します。	少花粉スギ等花粉症対策品種による母樹造成を行った。	再造林に必要な優良苗木の安定的な生産・供給体制の整備が進められている。今後も引き続き母樹造成を行い苗木の安定供給体制の推進に努める。	4
○森林の適切な保全・管理				
125	①海岸砂地の森林の維持・造成に資するため、マツ材線虫病に対して、より抵抗性の強いマツ苗木の供給体制の充実を図ります。	県営採種圃場から、抵抗性マツ苗木の種子を供給し、苗木生産の充実を図った。	海岸部の森林造成に必要な抵抗性クロマツの安定的な生産・供給が図られている。今後も引き続き事業実施を行い、優良な種苗の安定供給体制の推進に努める。	4
○都市と山村の交流・定住の促進				
126	①地域林業のリーダーとしての指導林家、青年林業士等の養成・活動支援や地域の林業研究グループの活動促進を通じて、林業後継者の育成を図るとともに、小・中学校等の児童生徒や県民を対象とした体験学習活動を推進し、森林・林業に対する理解の醸成を図ります。	地域林業のリーダーとなる指導林家や指導林業士及び青年林業士の活動支援や新規認定等により地域林業の振興を図った。また、各地域の林業研究グループについて技術指導や活動促進を通じて林業後継者の育成を図った。さらに、小中学校や高校等の児童・生徒に対して、森林環境教育を実施し、森林・林業の果たす役割や重要性について理解を深め、将来にわたって森林を守り育てる意識の醸成を図った。	令和4年度は指導林家1名、指導林業士8名、青年林業士8名の地域リーダーを認定。今後も、各地域の林業研究グループへの技術指導や県内の林業研究グループが一堂に会した情報交換会を実施し、林業研究グループの活動促進を図っていきたい。 小中学校や高校等の児童・生徒を対象とした森林・林業学習や体験活動等の森林環境教育については令和4年度は20校において実施した。 今後も、引き続き小中学校や高校等の児童・生徒に対して、森林環境教育を実施し、森林・林業の果たす役割や重要性について理解を深め、将来にわたって森林を守り育てる意識の醸成を図る。	4
127	②森林整備活動や木材の生産、多様な地域資源を生かした特用林産物の生産振興等による就業機会や所得の確保を図るとともに、里山林等を活用した体験活動、森林整備活動等を通じた都市住民との交流の促進、生活環境の整備等により、山村地域の活性化を図ります。	特用林産物の生産振興を図るため、たけのこ、枝物等の生産者養成講座の開催等を通じ担い手の育成を図ったほか、竹林改良等の生産基盤の整備を実施するとともに、竹製品まつり等各種イベントの開催により需要拡大に取り組んだ。	生産者養成講座には毎年意欲のある者からの応募があり、手応えを感じている。今後とも、養成講座の修了生が新規生産者として地域に定着しやすいように生産基盤等の支援を続けていきたい。 また、各種イベントの開催により、都市住民との交流や特用林産物の普及・PR活動を続けていきたい。	4
		立地条件や地域特性に則した多様な森林づくりを推進し、森林資源の充実や森林の有する多面的な機能を発揮させるため、人工造林961ha、間伐2,042ha等の森林整備を支援した。	各種森林整備を通じて、多様で健全な森林が造成されており、今後も引き続き人工造林、間伐等の森林整備を支援する。 平成31年3月に改定した鹿児島県森林・林業振興基本計画に掲げた基本理念の実現や目標の達成に向け策定した「未来の森林づくり推進プラン(R元～R5)」に基づき、令和4年度は間伐2,042ha等(見込)の間伐を実施。 今後も引き続き、計画的かつ効果的な間伐を推進し、森林の多面的な機能の発揮を図る。	4
		森林所有者や地域住民等が協力して、森林の有する多面的機能を発揮させるための保全活動及び山村地域の活性化に資する取組を2団体が実施した。	・事業実施の効果 森林所有者や地域住民等が協力して森林を整備することにより、森林の維持・管理が図られた。 ・今後の取組方針 森林所有者や地域住民等が協力して森林の有する多面的機能を発揮させるための保全活動及び山村地域の活性化に資する取組を支援する。	4
		・県民が自ら企画・実施する森林・林業に関する学習活動や体験活動を支援し、県民の森林・林業に関する理解と森林づくりへの参加の促進を図った。 ・令和4年度は34団体、5,336名の県民が様々な森林の体験活動に参加した。	・事業実施の効果 令和4年度までの18年間で、延べ667団体が実施し、約11万1千人の県民が様々な森林の体験活動に参加している。森づくりへの県民参加が促され、広く県民の森林・林業に関する理解促進が図られた。 ・今後の取組方針 県民が自ら企画・実施する森林・林業に関する学習活動や体験活動を支援し、県民の森林・林業に関する理解と森づくりへの参加の促進を図る。	4

○県産材の利用拡大を基軸とした林業・木材産業の発展				
128	①木材を利用する意義や環境にやさしい素材としての木の良さの普及を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・木育インストラクターを養成(22名) ・木育インストラクター(52名)による木育活動(114回)や木造施設等の整備、「かごしま木材まつり木製品展」の開催や「かごゆいテラス」における東京2020大会提供木材の展示PRを行い、県産材を利用する意義や木の良さを県民に対し広く普及した。 ・地域の木材を使用して積極的に家づくりに取り組む工務店を「かごしま緑の工務店」として登録し、同工務店が行う「環境にやさしいかごしまの家づくり」を推進する活動に対して支援した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・木育や商業施設での木製品の展示等の取組がメディアやHP、SNSにより広く紹介され、県民に対して木の良さなどの理解が深まった。今後も引き続き県産材を利用する意義や木の良さなどの普及に努める。 ・「かごしま緑の工務店」の活動支援を行い、「かごしま木の家」の建築棟数は1,300棟程度を維持している。今後も引き続き、同工務店によるPRを実施し、「かごしま木の家」づくりの推進を図る。 	4
(3)水産業における取組				
129	①地域の主要魚種については、魚種ごとの管理方針及びそれらを漁獲する漁業について行うべき資源管理措置に関する指針を定め、この指針に沿って漁業者等が自主的に行う資源管理の取組を促進します。	魚種ごとの管理方針及びそれらを漁獲する漁業について行うべき資源管理措置に関する指針に基づき、漁業者等が自主的に行う資源管理計画の策定を指導するとともに、履行状況を確認した。	資源管理計画の策定から3年以上を経過した計画について漁獲量を比較すると、6割の計画で漁獲量が増加しており、引き続き資源管理の取組を推進する。	3
130	②地域の主要魚種以外の魚種についても、自主的な資源管理に関する計画づくりを促進し、地域や資源の状況に応じた資源管理を推進することで、資源の再生産と持続的利用を図ります。	資源の持続的利用を図るため、漁業者等が自主的に行う資源管理計画の策定を指導するとともに、履行状況を確認した。 また、改正漁業法に基づき、現在の「資源管理計画」から新たな「資源管理協定」への移行を推進する。	資源管理計画の策定から3年以上を経過した計画について、漁獲努力に対する漁獲量(漁船1隻や1日あたりなどの漁獲量)を比較すると6割の計画で増加しており、引き続き資源管理の取組を推進する。	3
131	③資源管理方法を検討する上で必要となる情報の収集のため、本県は、生態調査、漁獲調査及び漁場環境調査等を行い、得られた知見を漁業者等へ提供するとともに、最適な資源管理の方法を検討し、漁業者等が行う資源管理協定の指導を行います。	水温・塩分等の漁場環境調査や水揚げ調査、標識放流等の生態調査等を行い、資源管理に関する情報を基に、漁業者が行う資源管理協定の策定を指導した。	得られた情報を基に漁場況予測情報を漁業者へ提供するとともに、漁業者が行う資源管理方策の一助とした。	4
132	④河川・湖沼の環境の維持保全を図るとともに、外来魚やカワウによる食害防止に向けた効果的な駆除活動の支援や適正な種苗放流等の実施により、自然環境や生態系に配慮した資源増殖の取組を推進します。また、ウナギ養殖業については、消費者ニーズに対応した安心・安全な生産を推進します。	本県の河川、湖沼等に生息する有用魚種に被害を及ぼすブラックバス、カワウ等有害生物の生息調査や駆除を実施する漁協等の活動を支援した。 また、ウナギ養殖業については、ウナギ資源の保護増殖対策を図るため標識放流調査等を実施するとともに、県養鰻管理協議会等の資源回復等の取り組みを支援した。 その他、アユ等の放流活動を通じた小学生への環境学習により、水辺の環境保全の推進を図った。	内水面漁協等が行う外来魚の駆除やカワウの追払い活動等は、在来魚への食害防止に効果があると考えており、今後も取組を支援する必要がある。 また、ウナギ資源の回復にむけ放流調査や簡易魚道の開発等に取り組むとともに、県養鰻管理協議会等の資源回復等の取り組み支援に努めたい。 さらに、クロコウナギの放流やアユの放流による内水面資源の保全対策を図る。	4
133	⑤本県の沿岸・沖合漁場における持続的・安定的な漁業生産を実現するため、海域特性に応じて、沈設魚礁や浮魚礁、築いそ等を効果的に設置することにより、有用魚介類の集魚効果を高め、水産資源の有効利用と生産力の増大及び効果的な操業の実現を図ります。	魚礁設置等による広域的な漁場整備を行い、水産資源の維持・増大を図った。	さつま地区、鹿児島湾・大隅地区、熊本地区、奄美地区の広域的な4地区において魚礁や増殖場の整備等を毎年実施しており、漁業生産力の向上や操業の効率化に貢献している。 今後とも、漁場整備の推進に努めていく方針である。	4
134	⑥水産物の産卵、基礎生産を担う有用生物の発生促進及び幼稚仔魚や磯根資源等の保護、育成の場となる増殖場等の整備を進めます。	魚介類の餌場や産卵場所、幼稚魚の保育場としての機能に加え、環境浄化機能を有する藻場の造成等により、漁場環境の維持・保全を図った。	平成26～令和元年度に藻場造成のための着定基質設置を7箇所で行ったほか、さつま地区、鹿児島湾・大隅地区、熊本地区、奄美地区の広域的な4地区において魚礁や増殖場の整備等を毎年実施しており、水産資源の増大や保護育成に貢献している。 今後とも、漁場整備の推進に努めていく方針である。	4

5-2 生物多様性に配慮した観光の振興

【主な取組】

<p>135 ①美しい景観や自然を生かした魅力ある観光地づくりに努めます。</p>	<p>本県を訪れる観光客の受入体制の充実を図るため、景観を楽しみながら散策や周遊ができるスポット等を対象として、地域素材を生かしたにぎわい空間や体験空間の創出、沿道修景、街並み整備などの景観整備や分かりやすい案内標識の整備を行い、周遊ルートや広域観光ルートの拠点となる「魅力ある観光地づくり」を推進した。 【にぎわい回廊整備】 27箇所 【観光かごサイン整備】 6基(県内一円)</p>	<p>県内各地の観光地において、沿道修景や街並み整備を行い、美しい景観や自然を生かした魅力ある観光地づくりの推進が図られた。</p>	<p>4</p>
<p>136 ②観光客の自然志向や体験志向に対応し、自然とふれあいながら自然を学ぶエコツーリズムなど、豊かな自然等を生かした体験型観光を促進します。</p>	<p>屋久島では、屋久島町、(公財)屋久島環境文化財団、地元集落で構成する「屋久島めぐり推進協議会」により、全国から広く参加者を募り、自然環境に負荷を与えない屋久島の里地の暮らしや伝統文化等について体験できる「里のエコツアー」を実施した。 参加集落:10集落 実施回数:111回 参加者数:453人</p>	<p>屋久島めぐり推進協議会の主催するエコツアーでは、令和4年度に111回の受入を行っているほか、屋久島公認ガイドもR4 5.3月末現在で59名が認定されるなど、豊かな自然を生かした体験型観光の促進が一定程度図られていると思われる。 今後とも、エコツアーの充実等に努めていきたい。</p>	<p>4</p>
<p>137 ③奄美群島における観光客等に対し一定の入域制限のもと、レクチャー受講や認定ガイド同伴を義務づけることにより、自然環境の保全と地域のブランド力の向上を同時に図り、自然性の高い地域での利用適正化の取組を進めます。</p>	<p>自然環境の保全と利用の両立を図るため、奄美群島持続的観光マスタープランを基に、市町村、関係団体と協議した。 また、奄美大島の金作原、奄美市道三太郎線周辺、徳之島の林道山くじり線に加えて湯湾岳においても、認定ガイド同行等の利用ルールの試行を開始した。また、情報は、地域連絡会議地域部会及び保全活用検討会自然利用部会に共有した。 <令和4年度 実施状況> ・奄美大島利用適正化連絡会議 1回 ・徳之島利用適正化連絡会議 1回 ・奄美大島三太郎線周辺における夜間利用適正化連絡会議 2回 ・保全活用検討会奄美大島自然利用部会 2回 ・保全活用検討会徳之島自然利用部会 2回 ・地域連絡会議奄美大島部会 2回・地域連絡会議徳之島部会 2回</p>	<p>奄美大島及び徳之島において、認定ガイド同行等の利用ルールの試行を継続するとともに、利用ルールの改善点について関係機関とともに引き続き協議していく。</p>	<p>4</p>
<p>138 ④世界自然遺産地域や国立公園等での環境保全活動への参画を目的とした環境保全型ツアーや自然地域に観光客が立ち入った際に環境保全のために一定の費用を負担する制度など、観光客の増加が直接的に対象地域の自然環境保全に貢献する仕組み作りについて検討します。</p>	<p>「屋久島山岳部保全利用協議会」において、入山者を対象に日帰り1,000円、山中泊2,000円とする「世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金」制度を平成29年2月から開始し、収納金の使途や収納方法等について協議した。 屋久島町エコツーリズム推進協議会において、屋久島町エコツーリズム推進全体構想策定部会を設置し、令和5年度中の全体構想の策定に向けて、関係省庁と協議中である。 また、部会を設置し特定自然観光資源の指定に向けた検討に着手した。</p>	<p>「世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金」については、令和4年度は、約300万円を納入いただいており、山岳部トイレの屎搬出や森林軌道修繕などに有効活用されることとなっている。 今後とも当該制度の周知を図り、収受率の一層の向上を図ってきたい。</p>	<p>3</p>
<p>139 奄美群島で実施する公共事業について、希少種や固有種の保全、生態系の連続性の確保など、必要な環境配慮を計画的に実施するため、公共事業での環境配慮ガイドラインを策定します。また、本ガイドラインでは、新規の事業における環境配慮の実施に加え、既存施設についても近自然工法やアマルバスウェイの設置などの改修工事を実施するなど、生物多様性の向上に努めます。</p>	<p>住用川、役勝川において、近自然工法による多自然川づくりを実施した。 絶滅危惧種の両生類やアマミノクロウサギなどが生息する地域で、林道工事施工する際には、小動物の交通事故を防ぐ「ロードキル」対策や「エスケープトラップ」の設置、法面保護工には遺伝子増殖防止を目的とした「在来種株植栽併用吹付工」の導入など、奄美地域の自然に配慮した工法の検討・導入に取り組んでいる。 関係機関へ「奄美大島・徳之島 公共事業における環境配慮指針」の運用に努めるよう依頼した。</p>	<p>今後も自然に配慮した川づくりの推進に努める。 地元自然保護団体等からの要望もあり、これまで幾つかの工法を実施して評価も得ている。 今後関係者の意見を踏まえながら効果的な取組を進める。 平成29年3月に作成した奄美大島・徳之島における公共事業環境配慮指針の運用</p>	<p>4</p>

5-3 生物多様性に配慮した公共事業の推進

【戦略的な取組】

<p>140 ①道路整備においては、自然環境をできるだけ残すような路線の選定や野生生物の生息・生育環境の分断を避ける工法の採用に努めるなど、地域の健全な生態系の保全に配慮します。</p>	<p>道路法面における植生基材吹付工等の種子配合については、環境省が指定する要注意外来生物に該当する植物を使用しないこととしている。 特に奄美大島や屋久島においては、在来種のみ、または無種子での植生とし、生態系の保全に努めている。</p>	<p>要注意外来生物に該当する種子を使用しない等、生態系保全に努めた事業を推進することにより、生物多様性の向上に寄与している。 今後ともこれまでの取り組みを継続する。</p>	<p>4</p>
<p>141 ②河川改修においては、自然景観や生態系に配慮する多自然川づくりを基本とし、河岸の緩傾斜化や階段護岸など親水性に配慮した整備を推進します。</p>	<p>瀬や淵や水際部は、川の営みによって形成され、生物の重要な生息、生育の場となっており、いずれも多様で豊かな河川環境を形成するために欠くことのできない重要な要素であるため、それらを保全・創出するための整備を住用川(奄美市)等で実施した。</p>	<p>要注意外来生物に該当する種子を使用しない等、生態系保全に努めた事業を推進することにより、生物多様性の向上にも寄与している。 今後ともこれまでの取組を継続する。</p>	<p>4</p>
<p>142 ③魚類の生息環境として重要な瀬や淵など多様な水辺を保全し、多段式やスロープ式の魚道の設置など、多自然川づくりを推進します。</p>	<p>瀬や淵や水際部は、川の営みによって形成され、生物の重要な生息、生育の場となっており、いずれも多様で豊かな河川環境を形成するために欠くことのできない重要な要素であるため、それらを保全・創出するための整備を住用川(奄美市)等で実施した。 人工リーフ(海中にブロックを据付)の整備箇所において、環境影響調査を実施し、設置したブロックにサンゴが成長していることを確認した。</p>	<p>多自然川づくりに基づく整備が図られている。 今後とも引き続き取り組んでいく。</p>	<p>4</p>
<p>143 ④河川に富む水辺において、人々が川に親しみ、地域におけるふれあいの場となるような水辺整備を図るため、令和3年度までに30箇所において親水護岸等を整備した。また、令和4年度は、引き続き麓川などの2河川について整備を進めた。</p>	<p>親水性に富む河川において、人々が川に親しみ、地域におけるふれあいの場となるような水辺整備が図られている。 今後とも引き続き取り組んでいく。</p>	<p>多自然川づくりに基づく整備が図られている。 今後とも引き続き取り組んでいく。</p>	<p>4</p>

【主な取組】

<p>140 ①道路整備においては、自然環境をできるだけ残すような路線の選定や野生生物の生息・生育環境の分断を避ける工法の採用に努めるなど、地域の健全な生態系の保全に配慮します。</p>	<p>道路法面における植生基材吹付工等の種子配合については、環境省が指定する要注意外来生物に該当する植物を使用しないこととしている。 特に奄美大島や屋久島においては、在来種のみ、または無種子での植生とし、生態系の保全に努めている。</p>	<p>要注意外来生物に該当する種子を使用しない等、生態系保全に努めた事業を推進することにより、生物多様性の向上に寄与している。 今後ともこれまでの取り組みを継続する。</p>	<p>4</p>
<p>141 ②河川改修においては、自然景観や生態系に配慮する多自然川づくりを基本とし、河岸の緩傾斜化や階段護岸など親水性に配慮した整備を推進します。</p>	<p>瀬や淵や水際部は、川の営みによって形成され、生物の重要な生息、生育の場となっており、いずれも多様で豊かな河川環境を形成するために欠くことのできない重要な要素であるため、それらを保全・創出するための整備を住用川(奄美市)等で実施した。</p>	<p>要注意外来生物に該当する種子を使用しない等、生態系保全に努めた事業を推進することにより、生物多様性の向上にも寄与している。 今後ともこれまでの取組を継続する。</p>	<p>4</p>
<p>142 ③魚類の生息環境として重要な瀬や淵など多様な水辺を保全し、多段式やスロープ式の魚道の設置など、多自然川づくりを推進します。</p>	<p>瀬や淵や水際部は、川の営みによって形成され、生物の重要な生息、生育の場となっており、いずれも多様で豊かな河川環境を形成するために欠くことのできない重要な要素であるため、それらを保全・創出するための整備を住用川(奄美市)等で実施した。 人工リーフ(海中にブロックを据付)の整備箇所において、環境影響調査を実施し、設置したブロックにサンゴが成長していることを確認した。</p>	<p>多自然川づくりに基づく整備が図られている。 今後とも引き続き取り組んでいく。</p>	<p>4</p>
<p>143 ④河川に富む水辺において、人々が川に親しみ、地域におけるふれあいの場となるような水辺整備を図るため、令和3年度までに30箇所において親水護岸等を整備した。また、令和4年度は、引き続き麓川などの2河川について整備を進めた。</p>	<p>親水性に富む河川において、人々が川に親しみ、地域におけるふれあいの場となるような水辺整備が図られている。 今後とも引き続き取り組んでいく。</p>	<p>多自然川づくりに基づく整備が図られている。 今後とも引き続き取り組んでいく。</p>	<p>4</p>

143	④各種事業の実施に際しては、事前に十分な調査・検討を行い、野生生物の生態に配慮し、ビオトープ(野生生物が生息できる空間)の復元など、野生生物の生息・生育環境の確保を促進します。	奄美大島及び徳之島における林道事業の実施にあたり、貴重な動植物の有無についての調査を行い生息環境等に配慮した法面・排水対策等を実施した。	令和4年度は宇検村において、佐念線及び佐念支線L=246mを開設。開設工事では、法面保護工及び排水対策等で環境に配慮した工法の採用を行った。引き続き、開設工事等の実施では環境に配慮した工法の採用に努める。	4
		水路の整備において、生態系調査や、水性生物の移動を事前に行うとともに、生態系調査により把握された生物に配慮するエリアを設け、ニホンウナギなどの生育環境確保に努めた。 また、用排水路整備を行うにあたり、環境ブロックを使用するなど環境配慮に努めた。	水路整備において、環境ブロックを使用することにより、野生生物の生息・生育環境の確保を図っている。全延長451mのうち154mを本年度以降整備予定である。	4
144	⑤農業用排水路やため池については、地域住民の理解・参画も得ながら、生態系に配慮した整備を推進します。【再掲】	事業計画書策定段階で環境調査を行い、地域の代表者や学識経験者等から構成される「環境情報協議会」において取りまとめた意見に沿った、環境に配慮した工法等により整備が行われた。 これからも管理者を含めた地元住民と協議しながら、整備を行っていきたい。	今後とも管理者を含めた地元住民と協議しながら、必要に応じて生態系に配慮した整備を行っていききたい。	4
145	⑥海岸については、緑地や緩傾斜護岸など親水性に配慮した整備を推進します。	R3での事業実績はないが、これからも地元住民等と協議しながら、整備を行っていききたい。	これまで実施した海岸環境整備事業等や地元住民等と協議しながら今後とも進めていきたい。	4
		海岸整備について、サンゴの分布調査結果に基づいた、環境景観に配慮した人工リーフの整備を行った。	海藻類の着生が期待され、今後とも環境景観に配慮した整備を行う。	4
		海岸整備について、面的防護方式を採用し、親水性に配慮した緩傾斜護岸の整備を行った。	平成26年度～令和4年度で、264百万円の工事費により、緩傾斜護岸及び緑地整備を実施した。	4
146	⑦漁港については、地域の特性に応じた親水性に配慮した海とふれあう場として、漁港・漁村の整備や漁場環境、水質保全などの自然環境に配慮した自然調和型漁港づくりを推進します。	R4年度は実施箇所なし。	中嶺漁港の防波堤整備において、薬場機能が付加されたブロックを使用し、漁港周辺の環境保全や水質改善を図った。 今後とも自然環境に配慮した自然調和型漁港づくりを推進していききたい。	4
147	⑧漁港の景観の保持、美化を図り、潤いのある漁港環境の形成に資する緑地等の施設整備を行います。	R4年度は実施箇所なし。	海潟漁港において緑地の整備を行い、漁港の景観の保持、美化を図った。 今後とも潤いのある漁港環境の形成に努めていききたい。	4
5-4 地球温暖化対策の推進				
【戦略的な取組】				
148	屋久島をモデルとした低炭素型社会と自然共生型社会の形成 ほぼ全ての電力を再生可能な水力発電でまかなっており、CO2フリーの島づくりに取り組んでいる世界自然遺産の島・屋久島において、地球温暖化防止のための取組と生物多様性の保全や持続可能な利用に関する取組を連携して進めることにより、低炭素型社会と自然共生型社会の形成を図ります。	屋久島CO2フリーの島づくりに関する研究会及び屋久島低炭素社会地域づくり協議会に係る意見交換を実施した。 電気自動車急速充電設備の維持管理を行った。 屋久島CO2フリーの島づくりPR冊子の作成及び県内各施設等への配布や電気自動車等試乗会の開催をとおり、情報発信を行った。	平成29年度までの8年間で219台の電気自動車導入に対する補助を行った。屋久島での電気自動車普及率は全国の約0.1%に対し10倍になっていることから、脱炭素社会の先進的な地域づくりが図られていると思われる。 引き続き、電気自動車の利用促進やCO2フリーの島屋久島の情報発信に努めていききたい。	4
		屋久島山岳部への過剰な車両乗り入れによる環境負荷の軽減と混雑緩和のため、3月～11月の間、縄文杉荒川線の車両乗り入れを規制した。	乗り入れ規制により、車両乗り入れによる環境負荷の軽減は一定程度図られていると思われるが、自然共生型社会の形成のためには、生物多様性に関する施策を総合的に進める必要があり、その取組はまだ途上である。 今後とも、関係機関との連携を図りながら、生物多様性に関する施策の着実な推進に努めたい。	3

【主な取組】				
149	①森林は、二酸化炭素の吸収や再生産可能で長期にわたって炭素を貯蔵できる木材の生産を通じ、地球温暖化の防止に向けた低炭素社会の実現に重要な役割を果たしていることから、間伐等の森林整備の推進や企業等による森林整備の促進、化石燃料の使用抑制にも貢献する木質バイオマスの有効利用への普及啓発を進めます。	立地条件や地域特性に則した多様な森林づくりを推進し、森林資源の充実や森林の有する多面的な機能を発揮させるため、人工造林990ha、間伐2,042ha等の森林整備を支援した。	各種森林整備を通じて、多様で健全な森林が造成されており、今後も引き続き人工造林、間伐等の森林整備を支援する。 平成31年3月に改定した鹿児島県森林・林業振興基本計画に掲げた基本理念の実現や目標の達成に向け策定した「未来の森林づくり推進プラン(R元～R5)」に基づき、令和4年度は間伐2,042ha等の間伐を実施。 今後も引き続き、計画的かつ効果的な間伐を推進し、森林の多面的機能の発揮を図る。	4
		企業等が自ら行う森林整備活動等により得られるCO2吸収量、「かごしま材」利用による固定量及び木質バイオマス利用による排出削減量を認証、県ホームページに掲載、県民等に対し情報発信を行い、企業等における地球温暖化対策の取組を促進した。 また、市町村と連携し、森林資源の循環利用により、吸収・固定・削減されたCO2量をマイルーン化することで、より多くの県民による森林吸収源対策の取組を促進した。	令和3年度までに、CO2吸収量認証を52件、固定量認証を801件、排出削減量認証を55件実施し、県ホームページ等により広く県民等に対し情報発信を行うことで、企業等における地球温暖化対策の取組を促進した。 引き続き取り組みを継続し、地球温暖化防止に向けた低炭素社会づくりへの取り組みを促進する必要がある。	4
150	②木質バイオマス熱利用のためのボイラー整備に対する支援を行います。	木質バイオマスのエネルギー利用設備の導入を検討する事業者に対して、情報提供や助言等を行った。 令和4年度は事業実施要望無し。	地球温暖化対策の推進のため、木質バイオマスのエネルギー利用を促進することとしている。木質バイオマスのエネルギー利用に関する取組については事業者による継続的な取組がなされており、引き続き情報提供や助言等を実施する。	3
151	③林地残材や畜産廃棄物、焼酎粕など未利用資源については、バイオマスエネルギーとしての有効活用を図ります。	家畜排せつ物等によるメタン発酵ガス化発電等の導入を促進するため、事業化に当たって必要となる基本設計等に要する経費の補助制度を平成30年度に創設した。 令和4年度は、昨年度に作成した実証事業計画の事業化を支援するため、原料供給者や建設場所の選定、事業を運営する担い手の提案及び検討を行った。	家畜排せつ物等によるメタン発酵ガス化発電等の導入を促進するため、事業化に当たって採算性が得られる事業規模を概略として整理を実施した。 今後とも、家畜排せつ物等によるメタン発酵ガス化に必要な情報を調査・分析し、再生可能エネルギー事業者等に提供するなどの取組を通じて事業化の契機を増やす。	3
		林地残材等を木質バイオマス発電の燃料等に活用するため、収集や運搬等の効率化に向けた取組や燃料製造施設に対して安定稼働に向けた指導・助言を行った。	(かごしま材振興課) 県内の木質バイオマス発電施設に対し必要な木質燃料の供給を行っている。今後も引き続き、計画的かつ効果的な間伐等を推進することにより、安定的な供給体制の構築に努める。	4
152	④環境家計簿の普及啓発など、二酸化炭素を出さないライフスタイルへの転換に向けた取組を推進します。	「地球環境を守るかごしま県民運動推進会議」を推進母体として、県民、事業者、行政が一体となった県民運動を展開し、省エネ・節電等の呼びかけを行った。	県民、事業者、行政が一体となった県民運動を平成13年度より継続して展開してきたことにより、省エネ・節電に関する県民への啓発が図られてきたと思われる。 今後とも引き続き推進大会等を通じて、情報提供等に努めていきたい。	4
153	⑤ほぼ全ての電力を再生可能な水力発電でまかなっている世界自然遺産の島・屋久島において、CO2フリーの島づくりを推進します。	・屋久島CO2フリーの島づくりに関する研究会及び屋久島低炭素社会地域づくり協議会に係る意見交換を実施した。 ・電気自動車急速充電設備の維持管理を行った。 ・屋久島CO2フリーの島づくりPR冊子の作成及び県内各施設等への配布や電気自動車等試乗会の開催をとおし、情報発信を行った。	平成29年度までの8年間で219台の電気自動車導入に対する補助を行った。屋久島での電気自動車普及率は全国の約0.1%に対し10倍になっていることから、脱炭素社会の先進的な地域づくりが図られていると思われる。 引き続き、電気自動車の利用促進やCO2フリーの島屋久島の情報発信に努めていきたい。	4
154	⑥気候変動が生じることを前提に、その適応策のあり方を検討している国等の動きについて情報収集を行い、生物多様性保全の観点から、必要な対策のあり方について検討します。	気候変動に関する情報収集を行うとともに、国等に対し、調査研究の要望を行った。	国の「気候変動の影響への適応計画」に基づく地域での適応の推進を図る計画として「鹿児島県地球温暖化対策実行計画」が平成30年3月に策定され、気候変動の影響への適応策等が盛り込まれた。 なお、気候変動への適応策に関する情報収集や必要な対策のあり方の検討は、今後とも関係各課が適宜実施していく必要がある。	4
5-5 化学物質など非生物的要因への対応				
【主な取組】				
155	①人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質に関する化学的・物理的特性、毒性情報、生産量、使用量及び管理方法等の情報を収集し、モニタリング等に活用します。	環境省からの委託により化学物質審査規制法指定化学物質等の環境残留状況の把握を目的とした調査を実施しており、令和4年度は、モニタリング調査(水質、底質、生物、大気)及び詳細環境調査(水質)を実施した。	環境省の委託により水質、底質、生物、大気のモニタリング調査を行い、環境中の存在実態や生物中の蓄積状況の把握を行っている。今後も継続的にモニタリング調査による状況把握を行っている。	4
156	②化学物質排出把握管理促進法(PRR法)に基づき、化学物質の排出量や移動量等の実態を把握するとともに、工場・事業場における化学物質の適正管理を促進します。	化学物質排出把握管理促進法に基づき、令和4年度は437事業所からのPRRT(化学物質排出・移動量届出制度)届出があり、これを受付し、国に送付。	令和4年度の届出事業所数は437件、届出物質種類数は84、総届出排出量は510トン、総届出移動量は173トンであった。今後も化学物質の排出量や移動量等の把握に努める。	4
157	③化学物質の環境への影響や濃度等について、調査研究や情報収集に努めます。	有害大気汚染物質について、環境モニタリング(4地点)(鹿児島市調査分を含む)を実施した。	本事業により、全国及び本県の大気環境の現況を把握できたため、今後も継続してモニタリングを実施する。	4
158	④ダイオキシン類対策特別措置法や廃棄物処理法に基づき、その排出量の実態を把握し、廃棄物焼却施設等の発生源対策を進めます。	ダイオキシン類の排出を抑制するため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、廃棄物焼却炉以外の特定施設について、設置者による測定の実施と排出基準の遵守を指導した。	廃棄物焼却炉以外の特定施設で、令和4年度に設置者が実施した測定結果については、全て排出基準に適合している。今後も排出基準の遵守、設置者による自主測定の実施及び報告の徹底を指導していく。	4
		廃棄物焼却施設からの排出ガス(6施設)や最終処分場の放流水(7施設)・地下水(7施設)の調査及び設置者による測定の結果に基づき、ダイオキシン類の排出基準の遵守について確認・指導を行った。	排出基準を超過した廃棄物処理施設等については、排出基準の遵守や設置者による測定の実施・報告の徹底を指導していく。	4
159	⑤大気や公共用水域(水質、底質)、地下水、土壌のダイオキシン類による汚染の状況を監視します。	「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、大気、水質、底質、地下水質及び土壌についてダイオキシン類常時監視調査を実施した。	令和3年度に県、市、市町等が実施した99地点の測定結果は、全地点で環境基準を達成した。今後も引き続き、環境中のダイオキシン類の常時監視を行うとともに、汚染の未然防止に努める。 令和4年度に県、市、市町等が実施した91地点の測定結果は、公共用水域(水質)の1地点で環境基準を超過した。(再調査を実施し、基準値未満であることを確認した。)それ以外の地点については、全ての地点で環境基準を達成しました。 今後も引き続き、環境中のダイオキシン類の常時監視を行うとともに、汚染の未然防止に努める。	4
160	⑥水質汚濁防止法に基づき、工場・事業場における有害物質の地下浸透防止の指導を徹底します。	有害物質を使用している工場・事業場に対し、立入等を実施した。	延べ187事業場に立入検査を実施したところ、排水に含まれる有害物質が基準を超過した事業場はなかった。今後も継続して事業場立入検査等を行い、本県の良好な水環境が維持・保全されるよう努める。	4

161	⑦良好な土壌環境を保全するため、土壌の環境基準を達成維持するとともに、工場・事業場における有害物質の適正管理等を促進します。	有害物質を使用している工場・事業場に対し、立入等を実施した。	延べ187事業場に立入検査を実施したところ、排水に含まれる有害物質が基準を超過した事業場はなかった。今後とも継続して事業場立入検査等を行い、土壌環境基準の維持達成に努める。	4
162	⑧公共用水域(河川、湖沼、海域)の常時監視を実施し、水質汚濁に係る環境基準の達成維持に努めます。【再掲】	環境基準類型指定水域の37河川42水域、4湖沼4水域、8海域24水域、その他の水域の11河川(鹿児島市、鹿児島市、国土交通省調査分を含む。)について水質調査を実施した。調査結果については令和5年7月に公表予定である。	鹿児島県内の公共用水域の水質については、例年とほぼ同様の水準を保っておりおおむね良好である。今後も引き続き公共用水域の常時監視を実施し、環境基準の達成維持に努める。	4

5-6 環境影響評価の充実・強化による生物多様性の保全

【主な取組】				
163	①環境影響評価法や県環境影響評価条例等に基づき、各種開発行為について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるように指導します。	環境影響評価法に基づき、事業者や国に対し、環境影響評価が適切かつ円滑に行われるよう環境の保全の見地からの意見を述べた。	環境影響評価が適切かつ円滑に実施されている。今後も、環境影響評価法や県環境影響評価条例に基づき、開発行為を行う者に対し環境影響評価が適切かつ円滑に実施されるよう審査指導を行う。	4
164	②環境影響評価における調査・予測・評価の充実を図るため、予測・評価手法の研究に努めるとともに、審査に必要な各種情報の収集や技術的事項について、知見の集積を図るため、各種会議への参加及び環境省との連絡調整を行った。	各種情報の収集や技術的事項について知見の集積を図るため、各種会議への参加及び環境省との連絡調整を行った。	審査に必要な各種情報の収集や技術的事項について知見の集積が図られている。今後も、審査に必要な各種情報の収集や技術的事項について知見の集積を図るため、各種会議への参加及び環境省との連絡調整を行う。	4
165	③国土利用計画法や大規模取引事前指導要綱、土地利用対策要綱等に基づく届出や協議に際し、計画内容や周辺環境等を勘案して適切に指導します。	国土利用計画法に基づく土地売買等届出に対して、土地の利用目的の審査(周辺の環境の保全等)を行い、届出者に対し適正な土地利用の確保を図るよう指導を行った。 R4処理件数:530件	R4年度は、530件の国土利用計画法に基づく土地売買届出について、適正な土地利用が行われるように、土地の利用目的等を審査(周辺の環境の保全等)した。 今後とも審査等を通じ、周辺環境の保全に努めて参りたい。	4
		大規模取引事前指導要綱に基づく事前指導届出は、土地取引前に事業計画内容(自然環境保全計画等)を審査することにより、法令等の手続きや開発に伴う留意事項の指導を目的としている。 届出は任意性であり、R4の実績は無い。	開発予定者からの届出により審査等を行うがR4年度の届出件数は0件であった。届出があつた際は、事業計画内容等を審査し、適正な土地開発がなされるよう指導して参りたい。	4
		鹿児島県土地利用対策要綱に基づく土地利用協議が、開発者から提出された際は、事業計画内容等が基準(自然環境との調和、自然保護及び環境保全の配慮等)に適合しているか審査し、適合すると認めるものに対して土地利用の承認を行った。 R4処理実績:0件	R4年度は、前年度からの繰越(1件)を含む2件の土地利用協議を審査した。2件とも翌年度に繰り越したため、承認案件は無かった。 今後、未承認の申請及び新たな申請については、引き続き事業内容等の審査・指導を行うこととし、適正な土地開発が行われるよう努めて参りたい。	4

5-7 消費行動の改善に向けた取組の促進

【戦略的な取組】				
166	生物多様性に配慮した製品の消費促進の取組 人々(消費者)に対し、日常生活の中で消費している食糧や繊維、木材等の物資が、生物多様性とのような関わりをもって供給されているかについての情報を提供し、その結果、より環境負荷が少なく、生物多様性の維持・向上に資する製品の選択が促されることで、より生物多様性に配慮した製品の生産活動が促進されるよう、関係機関・団体等と連携し、消費者の意識改革に向けた普及啓発に努めます。	生物多様性鹿児島県戦略の冊子及びパンフレットを各種会合において紹介するとともに、県ホームページに掲載し、県民等に対し情報発信した。	生物多様性に関しては、シンポジウムの開催や広報媒体の活用等により、情報発信などに努めているが、県民への認知度向上や生物多様性に配慮した製品の消費促進は、まだ十分な成果が上がっていない状況にないと思われる。 今後とも、あらゆる機会を通じて、生物多様性の意義等の周知啓発に努めたい。	2

特別テーマ 2つの世界自然遺産を目指す地域としての先駆的な取組

特一1 世界自然遺産候補地・奄美群島での取組

【戦略的な取組】				
167	南方の島々の環境文化の研究 世界自然遺産登録を目指す奄美群島などでは、生物多様性だけでなく、言葉や食、鳥鳴や祭事など島ごとに異なる文化を有しています。こうした文化と自然との関わりや、それらの多様性、由来・歴史等についての調査研究のあり方を検討し、世界自然遺産登録後の地域づくりに役立てます。【再掲】	R4年度は実績なし	奄美群島固有の人と自然が共生する文化「環境文化」に関する研究を推進するため、今後の方針について検討する。 各種シンポジウム等様々な機会を捉え、環境文化の考え方の普及や、情報収集を図りたい。	4
168	奄美群島世界自然遺産の登録予定地周辺での緩衝機能の強化(生態系ネットワークの強化) 世界自然遺産の候補地となっている奄美大島及び徳之島において、登録予定地周辺の緩衝機能の強化を図るため、リュウキュウマツ人工林の照葉樹林化など、森林再生に向けた取組を促進し、生物多様性の向上と生態系ネットワークの強化を進めます。【再掲】	近年の強い虫被害により、リュウキュウマツ資源が失われつつある中、リュウキュウマツの枯損木伐倒・除去を行うことにより、その密度低減を図るとともに、周辺からの在来樹種の侵入を促進し、針広混交林化に取り組んだ。	・照葉樹林への遷移を促進するため、引き続きリュウキュウマツ枯損木の除去に取り組む。	4
		国が定めた奄美群島国立公園第2種特別地域の行為の許可基準の特例に基づき、許可を行った。	市町村による市町村有林管理計画策定を推進し、市町村有林の管理を当該計画に基づき実施することで登録予定地周辺の緩衝機能強化を図る。	3
169	奄美群島における公共事業の環境配慮ガイドラインの作成 奄美群島で実施する公共事業について、希少種や固有種の保全、生態系の連続性の確保など、必要な環境配慮を計画的に実施するため、公共事業での環境配慮ガイドラインを策定します。また、本ガイドラインでは、新規の事業における環境配慮の実施に加え、既存施設についても近自然工法やアニマルパスウェイの設置などの改修工事を実施するとともに、生物多様性の向上に努めます。【再掲】	住用川、役勝川において、近自然工法による多自然川づくりを実施した。	今後も自然に配慮した川づくりの推進に努める。	4
		絶滅危惧種の両生類やアマミクロウサギなどが生息する地域で、林道工事を施工する際には、小動物の交通事故を防ぐ「ロードキル」対策や「エスケープトラフ」の設置、法面保護工には遺体子攪乱防止を目的とした「在来種株栽併用吹付工」の導入など、奄美地域の自然に配慮した工法の検討・導入に取り組んでいる。	地元自然保護団体等からの要望もあり、これまで幾つかの工法を実施して評価も得ている。 今後関係者の意見を踏まえながら効果的な取組を進める。	4
		関係機関へ「奄美大島・徳之島 公共事業における環境配慮指針」の運用に努めるよう依頼した。	平成29年3月に作成した奄美大島・徳之島における公共事業環境配慮指針の運用	4
170	奄美群島のお年寄りの世界自然遺産サポーター(仮称)委嘱と聞き書きの推進 奄美群島で自然と共生する生活文化(環境文化)を知る80歳以上の高齢者等に対して、世界自然遺産登録の推進に向けた応援を依頼するとともに、環境文化の詳細について話を聞き、記録(聞き書き)に努めます。	県立大島北高校の生徒による聞き書き活動が進められているところ。令和4年度は、坊野間県立自然公園周辺地域及び屋久島(口永良部島)において「聞き書き」を実施したところであるが、今後の展望としては、全県的に取組が進むよう、地域を変えて聞き書きを実施する予定であり、平成30年度に奄美大島でも開催した聞き書き指導者養成講習会の参加者をはじめ、関係者との情報交換等なども通じて検討していく。	今年度は川内川流域立自然公園周辺地域(伊佐市、薩摩川内市、さつま町)において、自然と人との関わり(環境文化(歴史、文化、活用の技術、生活の知恵など)のストーリー)の掘り出し、「聞き書き」の実施を予定している。 その後の展望については、全県的に取組が進むよう、地域を変えて聞き書きを実施する予定であり、平成30年度に実施した聞き書き指導者養成講習会の参加者をはじめ、関係者との情報交換等なども通じて検討していきたい。	3

171	奄美群島世界自然遺産トレイル(仮称)の設定 奄美群島において、各島々の独特の自然を体感することができるよう、島ごと、集落ごとに異なる環境文化のある場所を徒歩で巡るコースを設定し、認定ガイドや地域住民によるガイド(里のエコツアー)などを育成・確保するなど来訪者が優れた自然環境と地域の環境文化の双方にふれあうことができるよう受入体制の整備を図ります。	世界自然遺産奄美トレイルのノベルティを作成・配布するなどして、利用促進を図った。	世界自然遺産奄美トレイルは奄美の各島々の自然や文化の魅力に触れられる場を提供する効果をあげている。今後も、地域やガイドとの連携等の受入体制整備を図るとともに利用を促進する。	4
〈主な取組〉				
(1)世界自然遺産登録に向けた取組				
172	①奄美の豊かな自然との共生を目指した地域づくりの指針である「奄美群島自然共生プラン」に基づき、自然共生ネットワークの形成、サンゴ礁と海岸の保全、希少な野生生物と森林の保全、環境保全型自然体験活動の推進、世界自然遺産登録に向けた取組等を促進します。	自然共生プランに基づく各種取組を実施し、プランの着実な実施、関係機関の情報共有、遺産登録に向けた意識醸成を図った。 (奄美群島自然共生プラン推進本部会議) ・開催日 令和4年5月26日 ・構成団体 国、県、地元市町村及び関係団体	関係機関・部署と連携を図りつつ、希少な野生生物と森林の保全、環境保全型自然体験活動の推進等が進められてきたところ。今後も、これらの取組を進め、世界自然遺産の価値を維持する取組等を促進する。	4
173	②自然生態系等に関するこれまでの各種調査・研究や「奄美・琉球世界自然遺産候補地科学委員会」における検討を踏まえ、世界自然遺産としての顕著で普遍的な価値を有する重要地域や希少野生動物の保全のための取組など、世界自然遺産登録に向けた取組を促進します。	世界遺産委員会からの要請事項への対応、遺産価値の維持のための取組を進めた。	世界自然遺産の価値を維持するため、世界遺産委員会からの要請事項をはじめとする各種課題に関する検討や取組を進める。	3
174	③住民に、奄美の自然に対する理解を深めてもらうため、世界自然遺産登録、国立公園指定、ノイヌ・ノネコ対策、希少野生生物保護に関する各種勉強会を開催するとともに、パンフレットやPR紙袋等の作成・配布などを通じて、奄美群島の世界自然遺産登録に向けた気運の醸成を図ります。	世界自然遺産登録記念式典の開催、普及啓発用パンフレットの作成・配布やPR活動の実施、勉強会等の開催によって気運の醸成を図った。 <令和4年度 実施状況> ・世界自然遺産登録1周年記念奄美大島シンポジウム(R5.1.22宇検村) ・世界自然遺産登録1周年記念徳之島シンポジウム(R5.2.23伊仙町)	引き続き、世界自然遺産登録、国立公園指定、ノイヌ・ノネコ対策、希少野生生物保護等に係る普及啓発を通じて、世界自然遺産の価値を維持するため、同様の取組を行う。	4
(2)希少な野生生物や生態系の保全				
175	①希少野生生物や奄美の森を保全するため、自然保護団体等と連携して、生物多様性保全上、重要な種と地域を保護するとともに、侵略的外来種への対策を推進します。	奄美群島希少野生生物保護対策協議会(奄美大島・徳之島)を開催し、盗採防止ハトロールや希少種保護、外来種対策等について協議・検討を行った。	R3年度は、奄美群島希少野生生物保護対策協議会において、関係機関合同の盗採防止ハトロールの実施や、会議開催による外来種対策等に関する情報共有を行った。引き続き、当協議会による希少種保護や外来種対策の取組を行う。	3
176	②希少野生生物の保護対策、自然環境に配慮した公共事業を推進し、環境の保全に努めます。	住用川、役勝川において、近自然工法による多自然川づくりを実施した。	今後も自然に配慮した川づくりの推進に努める。	4
177	③オニヒトデ駆除などによるサンゴ礁の保全対策を推進します。	奄美群島においては、良好なサンゴ礁を重点ポイントとして選定し、効果的なオニヒトデ駆除及びモニタリング調査を実施した。 令和3年度には60匹のオニヒトデを駆除した。	ボランティアなどの協力を得ながらオニヒトデ駆除などを行い、サンゴ礁の保全対策を推進する。	4
178	④「自然への配慮ガイドライン」のハンドブックの奄美群島内各世帯への配布、「奄美群島マナーガイド」の観光客等への配布を通じて、地域住民等自らの主体的な行動の促進を図ります。	「奄美群島マナーガイド」を観光客等に配布し、観光利用時の自然に対する配慮の普及啓発を図った。	「自然への配慮ガイドライン」の奄美群島内各世帯への配布、「奄美群島マナーガイド」の観光客等への配布を通じて、地域における生物多様性の普及啓発に寄与した。今後も、配布を通じて更に効果的な普及啓発を図る。	4
179	⑤アマミクロウサギ等希少な野生動物の死亡要因となっているロードキル(交通事故)対策やノイヌ・ノネコ等による捕食被害を防止するための取組を、国や関係市町村等と連携した取組を進めます。	国、市町村、地元住民、ガイド等と連携しながら、金作原及び林道山クビリ線の利用ルールを運用するとともに、三太郎線周辺における夜間利用についての利用ルールの試行を開始した。 また、世界遺産委員会からの要請事項(ロードキル対策)に対応した。 <令和4年度 検討状況> ・奄美大島利用適正化連絡会議 1回 ・奄美大島三太郎線周辺における夜間利用適正化連絡会議 2回 ・徳之島利用適正化連絡会議 1回 奄美大島及び徳之島においてノイヌ・ノネコ対策検討会等を開催し、関係機関と具体的な対応策について検討を行った。 ・奄美大島でロードキルが多発している路線でロードキル対策として侵入防止柵(400m)を設置した。	奄美大島及び徳之島において、利用ルールの試行を継続するとともに、利用ルールの改善点について関係機関とともに引き続き協議していく。 利用ルールの運用や各種取組によるロードキル防止の実現に向けて引き続き取組を進めていく。	4
180	⑥ノヤギによる植生被害を防止するため、生息状況等について科学的な実態把握を行うとともに、地域における科学的な防除の取組を促進します。	野生化ヤギ対策については、森林地域におけるノヤギの効果的な捕獲手法の確立に努めた。	科学的見地に立ったノヤギの防除を行うための生息状況調査や効果的な捕獲技術の検証を実施し、防除の取組促進に努めていく。	3

(3) エコツーリズムの推進				
181	①質の高いガイドを育成する認定ガイド制度の創設等を通じて、良質なエコツーリズムを推進します。	奄美群島エコツーリズム推進協議会において「奄美群島エコツアーガイド認定制度」を運用し、救命救助法、ガイド技術等の講習を実施した。 ＜認定ガイド数(令和5.3月末現在)＞ ・奄美大島 99名 ・喜界島 7名 ・徳之島 22名 ・沖永良部島 15名 ・与論島 18名	奄美群島各島のエコツーリズム推進協議会において、奄美群島エコツーリズム推進全体構想に基づき取組が実施され、生物多様性に配慮した観光の振興について一定程度寄与した。今後も、群島全体で連携を図りながら、各島協議会で取組が推進されるものと思われる。 また、奄美群島において161名が認定エコツアーガイドに認定され、ガイドを通じた来島者等への生物多様性の普及啓発に寄与した。今後とも群島全体で制度が普及され認定ガイドが増加するものと思われる。	4
182	②奄美群島の自然、歴史・文化などの資源を活用するエコツーリズムについては、過剰な利用によってこれらの資源が損なわれることのないようにするとともに、既存の観光地における環境保護施設の設置や新たな利用地点の発掘による利用分散を促し、奄美群島の資源の総合的な利用や良質な情報提供が行われるよう努めます。	自然環境の保全と利用を図るため、奄美群島持続的観光マスタープランを基に国、市町村、関係団体と協議した。 また、国、市町村、地域住民、ガイド等と連携しながら、奄美大島の金作原及び徳之島の林道山クビリ線において、認定ガイド同行等の利用ルールを運用するとともに、三太郎線周辺の夜間利用の利用ルールについても試行を開始した。 利用の分散を促すための「奄美自然観察の森」の再整備が完了したほか、世界自然遺産奄美トレイルの利用を進めた。 ＜令和4年度 検討状況＞ ・奄美大島利用適正化連絡会議 1回 ・奄美大島三太郎線周辺における夜間利用適正化連絡会議 2回 ・徳之島利用適正化連絡会議 1回	奄美大島及び徳之島の利用適正化連絡会議において議論を継続しながら利用ルールの試行を引き続き進める。また、世界自然遺産奄美トレイルの利用定着及び利用分散を図る。	4
		奄美群島の自然、歴史、文化などの良質な情報提供を行う「奄美パーク」において、奄美の郷の照明設備改修工事を行った。	奄美群島全体の観光・情報発信の拠点施設である奄美パークにおいて、H30に展示物リニューアルを行い、同年の奄美パークの利用者数が対前年度比1.16倍となるなど、奄美群島の自然や歴史・文化などの良質な情報提供に寄与した。 引き続き、世界自然遺産の情報発信施設としてふさわしい外観となるよう、同パーク内奄美の郷などの設備改修等を行う。	4
(4) 自然共生プランの取組を通じた奄美のブランド創出による地域づくり				
183	①奄美群島自然共生プランの取組を通じた大島紬、養殖マグロ、長寿子宝等の奄美のブランド創出を進め、自然を生かした地域づくりを促進します。	奄美群島自然共生プランに基づく各種取組を実施し、プランの着実な実施、関係機関の情報共有、遺産登録後の意識醸成を図った。 ＜奄美群島自然共生プラン推進本部会議＞ ・開催日 令和4年5月26日 ・構成団体 国、県、地元市町村及び関係団体	大島紬等の奄美のブランド創出については、自然共生プランに基づく取組の着実な実施、関係機関の情報共有等が図られてきたところ。今後とも、これらの取組を進め、自然を生かした地域づくりを促進する。	4
184	②奄美群島の伝統的な生活や文化、地域に根付く自然観や自然利用のルールに配慮した持続可能な自然資源の利用を図るとともに、それらを活用し、自然との共生を図りながら、観光振興や奄美のブランド創出等を促進することにより、地域の付加価値の向上を図ります。	奄美群島自然共生プランの取組に係る過去1年の実績を取りまとめ、「奄美群島自然共生プラン推進本部会議」(令和4年5月26日)にて報告した。	関係機関・部署と連携を図りつつ、自然利用のルールに配慮した持続可能な自然資源の利用等のための取組が進められてきたところ。今後とも、これらの取組を進め、地域の付加価値の向上を図る。	4
		①県が有する3つの世界遺産を活用し、交通キャリアとのタイアップや県外イベントでのPRなど、誘客キャンペーンを実施した。 ②世界自然遺産登録地である「奄美・沖繩」という連携体制を活用し、共同でのイベント出展やメディアプロモーション等を実施した。 ③2つの世界自然遺産(屋久島・奄美)を周遊する旅行商品の造成支援を実施した。	①航空会社と連携したキャンペーンやデジタルスタンプラリーを実施し、世界遺産を契機とした誘客と周遊を図った。 ②沖繩県と連携し、WEBサイトやイベント等を活用したレスポンスフルツーリズム推進プロモーションを実施した。 ③各島の自然遺産の魅力とあわせて、歴史や文化を体感できる周遊旅行商品の造成を促進することで、新型コロナウイルス感染症の影響で観光客の減少が続く奄美群島と屋久島双方の誘客拡大を図り、継続的な誘客を促進した。 今後とも、プロモーション等により奄美群島の観光振興に取り組んでいく。	4

特一2 世界自然遺産・屋久島での取組

【戦略的な取組】

185	世界自然遺産に関する国内外の自治体ネットワークの形成 「自然と共生する社会」のモデルである環境文化の島・屋久島を核とした。国内世界自然遺産地域の自治体、ひいては中国、韓国など東アジアの世界自然遺産地域を有する自治体間のネットワークを形成し、国際的な情報交換と交流を促進します。	屋久島の「縄文杉」とニュージーランドの「タナマフタ」の姉妹木関係締結(H21.4)に係る取組として、屋久島町が実施するニュージーランド交換留学に対し、(公財)屋久島環境文化財団が一部経費を支援する日新交流支援事業を継続して実施している。(令和4年度は新型コロナウイルスの影響により中止)	国内においては隔年開催されている世界自然遺産都道府県主幹課長会議にて情報交換等を行っているが、アジア地域との連携、ネットワーク形成には至っていない。今後、屋久島環境文化財団の国際交流事業等を活用し、ネットワーク形成等に努めていきたい。	3
186	屋久島をモデルとした低炭素型社会と自然共生型社会の形成 ほぼ全ての電力を再生可能な水力発電でまかなっており、CO2フリーの島づくりに取り組んでいる世界自然遺産の島・屋久島において、地球温暖化防止のための取組と生物多様性の保全や持続可能な利用に関する取組を連携して進めることにより、低炭素型社会と自然共生型社会の形成を図ります。【再掲】	・屋久島CO2フリーの島づくりに関する研究会及び屋久島低炭素社会地域づくり協議会に係る意見交換を実施した。 ・電気自動車急速充電設備の維持管理を行った。 ・屋久島CO2フリーの島づくりPR冊子の作成及び県内各施設等への配布や電気自動車等試乗会の開催をとおし、情報発信を行った。	平成29年度までの8年間で219台の電気自動車導入に対する補助を行った。屋久島の電気自動車普及率は全国の約0.1%に対し10倍になっていることから、脱炭素社会の先進的な地域づくりが図られていると思われる。引き続き、電気自動車の利用促進やCO2フリーの島屋久島の情報発信に努めていきたい。	4
		屋久島山岳部への過剰な車両乗り入れによる環境負荷の軽減と混雑緩和のため、3月～11月の間、縄文杉荒川線の車両乗り入れを規制した。	乗り入れ規制により、車両乗り入れによる環境負荷の軽減は一定程度図られていると思われるが、自然共生型社会の形成のためには、生物多様性に関する施策を総合的に進める必要があり、その取組はまだ途上である。今後とも、関係機関との連携を図りながら、生物多様性に関する施策の着実な推進に努めたい。	3

【主な取組】

(1) 世界自然遺産地域としての環境保全の取組

187	①世界自然遺産に登録された地域における世界的にもまれな樹齢数千年のヤクスギをはじめとする優れた自然環境や植生の垂直分布などの特異な生態系といった「顕著で普遍的な価値」の適正な保全と利用の実現に努めます。	国・県・町の関係行政機関で構成する「屋久島世界遺産地域連絡会議幹事会」において、屋久島世界遺産地域管理計画に基づいた適正な保全と利用について協議を行った。 地域連絡会議：2回 幹事会：WEB1回 科学委員会：WEB2回	屋久島の環境保全については、関係機関において、定期的に取組内容の情報を共有するとともに、必要に応じて連携して対応するなど、屋久島の「顕著で普遍的な価値」の保全と利用は一定程度円滑に図られていると考えている。今後とも、関係機関で連携を密に図りながら取り組んでいきたい。	4
188	②自然環境保全に係る財源を確保するため、利用者から一定の協力を得られる仕組みを構築することや山岳部における携帯トイレの導入促進等による自然保護の充実、さらに適正な利用促進のための特定の地域への過度の集中を避ける仕組みづくりなど適切な制度の導入に向けて検討します。	「屋久島山岳部保全利用協議会」において、入山者を対象に日帰り1,000円、山中泊2,000円とする「世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金」制度を平成29年3月から開始している。 また、携帯トイレのリーフレット(英語版)の作成・配布を行い、携帯トイレの利用促進を図った。	「屋久島山岳部利保全利用協議会」において、自然保護保全に関する「協力金制度」が創設され令和4年度は、約30百万円を確保できたほか、屋久島町において、エコツアーリズムに係る「屋久島公認ガイド」がR4.3月末現在で71名認定されているなど、自然環境保全に関する財源確保と仕組みの導入は一定程度図られていると考えている。 今後とも制度や仕組みの円滑な運用を図りたい。	4
189	③屋久島の山岳におけるトイレのし尿の人力搬出経費や維持管理費などに充てる山岳部環境保全協力金の収受率の向上に努めます。	国・県・町・観光協会等で構成する「屋久島山岳部保全利用協議会」において、屋久島山岳部保全基金の収受率向上に向け協議を行った。 ＜主な対策＞ ・チラシ等の掲示による募金のPR	「世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金」については、令和4年度は、約30百万円を納入いただいたおり、山岳部トイレのし尿搬出や森林軌道修繕などに有効活用されることとなっている。 今後とも当該制度の周知を図り、収受率の一層の向上を図ってきたい。	4
190	④ヤクシカによる生態系被害が確認されているため、特定鳥獣(ヤクシカ)保護管理計画に基づいて、被害抑制のための個体数調整や防護柵設置等の対策を推進します。	ヤクシカの個体群の動向を把握するため、糞粒法による生息密度、個体数の推定を実施した。 屋久島世界遺産地域科学委員会ヤクシカ・ワーキンググループとの合同会議を開催し、第二種特定鳥獣(ヤクシカ)管理計画のこれまでの実施状況や今後の課題等について協議を行った(合同会議開催：2回)	ヤクシカの個体群動向を把握しながら、第二種特定鳥獣(ヤクシカ)管理計画に基づく個体数調整等を実施しているところ。今後とも関係機関と調整を図りながら被害抑制のための対策を推進したい。	3

(2)環境文化村構想の推進				
191	<p>①屋久島環境文化村センターや屋久島環境文化研修センター等の屋久島環境文化村中核施設を充実するとともに、屋久島環境文化村構想の先導的事業として環境学習を位置付け、フィールドミュージアム(自然の博物館)としての様々な環境学習プログラム、屋久島の山・森・海などの自然や屋久島で営まれている生活・生産等を素材とした自然体験型環境学習、「里のエコツアー」などのエコツーリズムの実施を促進します。</p>	<p>(公財)屋久島環境文化財団が、屋久島の自然をフィールドに自然体験環境学習等を行った。</p> <p><主な取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然・文化体験セミナー 5回(43人) ・ふるさとセミナー 5回(281人) 	<p>屋久島環境文化財団において、様々な環境学習プログラムの実施や「里のエコツアー」などのエコツーリズムなどを通じて、屋久島をフィールドとした環境文化の情報発信等は着実に図られているのではないかと考えるが、屋久島環境文化村センターの利用者の動向等も踏まえて、県外客への浸透が十分とは言えない。</p> <p>今後は、県外客への一層の浸透を図るための対策を検討していきたい。</p>	4
		<p>屋久島環境文化村センターや屋久島環境文化研修センターの老朽化に伴う設備の更新等を行った。</p> <p>(R4実績)</p> <p>【屋久島環境文化村センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高圧気中閉閉器更新 ・鉄骨外壁塗装工事 ・非常用照明器具交換工事 ・展示物修繕 ・Wi-Fi機器交換 <p>【屋久島環境文化研修センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊棟及び視聴覚室の外壁補修等工事 ・宿泊棟防災扉及び非常扉交換 ・雨漏り対策工事に係る調査設計 ・宿泊棟ウッドデッキ及び張り廊下補修工事 ・和式トイレ改修 ・Wi-Fi機器交換 	<p>屋久島環境文化村中核施設については、毎年度、必要性、緊急性を勘案しながら箇所を検討し、修繕・更新を行っている。</p> <p>今後は、限られた予算の中で計画的に修繕・先進を行い、環境学習の促進に資するよう努めて参りたい。</p>	4
192	<p>②「自然・文化体験セミナー」や「里のエコツアー」などの各種イベントや留学生のホームステイの受け入れを通じた交流の実施により、国内外に向けて、自然や生態、生活文化や民俗、環境保全等に関する情報を発信します。</p>	<p>(公財)屋久島環境文化財団が屋久島の自然や生活文化等に関する情報を国内外に発信するため、屋久島環境文化村中核施設を拠点に各種取組を行い、財団HPやフェイスブックにより国内外に広く情報発信を行った。(コロナウイルスの影響により令和3年度以降日新交流事業及び留学生ホームステイ事業は中止)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然・文化体験セミナー 5回(43人) ・屋久島研究講座 10回(1856人) 	<p>屋久島環境文化財団において、様々な環境学習プログラムの実施や「里のエコツアー」などのエコツーリズムなどを通じて、屋久島をフィールドとした環境文化の情報発信等は着実に図られているのではないかと考えるが、屋久島環境文化村センターの利用者の動向等も踏まえて、県外客への浸透が十分とは言えない。</p> <p>今後は、県外客への一層の浸透を図るための対策を検討していきたい。</p>	4
193	<p>③屋久島里めぐり協議会が推進している「里のエコツアー」等の環境文化を生かした新たな取組を踏まえ、環境文化の継承と再評価の視点から、屋久島環境文化財団とともに、屋久島環境文化村構想に基づく主要施策の見直しを行い、自然と共生する社会の先進地として新たな屋久島の地域づくりを進めます。【再掲】</p>	<p>広く全国から参加者を募り、自然環境に負荷を与えない屋久島の里地の暮らしや伝統文化等について体験できる「里のエコツアー」を行った。</p> <p>参加集落:10集落 実施回数:111回 参加者数:453人</p>	<p>屋久島里めぐり推進協議会の主催するエコツアーでは、令和3年度に70回の受入を行っているほか、屋久島公認ガイドも71名(R4.3月末現在)が認定されるなど、豊かな自然を生かした体験型観光の促進が一定程度図られていると思われる。</p> <p>今後とも、エコツアーの充実等に努めていきたい。</p>	4
194	<p>④屋久島環境文化村構想で提示した各種施策のうち、山岳部の利用調整の導入と環境文化に関する研究拠点機能の実現等の残された課題について検討します。【再掲】</p>	<p>国・県・町の関係行政機関で構成する「屋久島世界遺産地域連絡会議幹事会」において、屋久島世界遺産地域管理計画に基づいた世界遺産地域の適正な保全と利用について協議を行った。</p> <p>地域連絡会議:2回 幹事会:1回、WEB1回 科学委員会:WEB2回</p>	<p>「世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金」については、令和4年度は、約30万円を納入いただいており、山岳部トイレの尿搬出や森林軌道修繕などに有効活用されることとなっている。</p> <p>環境文化に関する研究拠点機能の実現については、財源のない状況等も踏まえ、引き続き検討課題としたい。</p>	4
195	<p>⑤屋久島を訪れる来訪者に対して、屋久島の環境文化についての理解を深めるため、屋久島環境文化村センターでの展示・解説活動の充実を図るほか、屋久島環境文化研修センターにおける環境学習プログラムの受講者の増加に努めます。【再掲】</p>	<p>(公財)屋久島環境文化財団等が屋久島環境文化村センターの交流ホールを活用し、屋久島や口永良部島に関する各種展示等を行った。</p> <p>展示回数:10回 屋久島環境文化村センター入館者数 42,717人 屋久島環境文化研修センター入館者数 5,555人</p> <p>(公財)屋久島環境文化財団が作成した環境学習プログラムを活用して宿泊研修、1日研修、短時間研修を行うグループの受入れを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊研修 2,345人 ・1日研修 906人 ・短時間研修 46人 	<p>屋久島環境文化村センターの入館者については、新型コロナウイルスの影響もあり、対前年度比87.3%の30,757人であった。また、屋久島環境文化研修センターの利用者についても、対前年比95.3%の5,575人であった。</p> <p>戦略を策定した平成26年と比較して減少しており、コロナ禍における受入事業については令和3年度に一定の回復は見られたが、令和4年度では減少した。屋久島の環境文化についての理解は一定程度広まりつつあるが、これまでに利用の少ない年代層へ向けたプログラム開発も行いつつ、入館者数の増加に努めたい。</p>	4
(3)他の世界自然遺産地域等との交流				
196	<p>①世界自然遺産登録の先進地である屋久島の経験を奄美・琉球の世界自然遺産登録と保全管理に生かしていくため、屋久島と奄美群島との間での様々なレベルでの情報交換と交流を促進します。</p>	<p>協議会において、奄美、屋久島の合同イベントや地域間交流、オリジナルグッズの企画・製作等について検討を行った。</p> <p>また、モニターツアーや研修会の開催についても検討した。</p>	<p>屋久島里めぐり推進協議会では、奄美地域のまち歩き団体等との情報交換を実施の上、平成30年3月に「奄美・屋久島まち歩き協議会」を発足したところであり、今後、こうした連携の輪が広がるよう以下の内容について模索する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里めぐり推進協議会に未加入集落への加入促進、実施支援 ・地元への利益拡大のため、収穫体験や工芸体験など、体験型のツアースタイルの拡大検討 ・外国語対応の体制構築 	3

数値目標の達成状況(詳細)

基本テーマ	指標項目	戦略策定時状況(H25)	数値目標	達成状況(中間)	達成状況(R4)	達成度(R4)	最終評価	参考(中間評価)
1 参加を通じて、人と自然(生物多様性)のつながりを理解するための取組	「生物多様性」という言葉の県民の認知度	33%	平成35年度までに33%→80%	37% 県政モニターアンケート(H30.5 実施) 「生物多様性という言葉を知っていますか。」との質問に対し、 ・ 意味を知っている...36.7% ・ 意味は知らないが言葉は聞いたことがある...34.7% ・ 聞いたことはない...21.7% ・ わからない...6.8%	35% 県政モニターアンケート(R4.9 実施) 「生物多様性という言葉を知っていますか。」との質問に対し、 ・ 意味を知っている...34.7% ・ 意味は知らないが言葉は聞いたことがある...45.1% ・ 聞いたことはない...16.3% ・ わからない...3.9%	4.3%	<ul style="list-style-type: none"> 認知度は戦略策定時点から2%増化、中間評価時点の37%から35%と2%減少しており、目標の達成は困難な状況であり、県民への普及啓発は十分でない。一方で、「意味は知らないが聞いたことがある」を加えると、71.4%から79.8%に増加しており、<u>生物多様性という言葉に触れる機会が広がっている</u>と考えられる。 関係機関との連携による効果的な広報・教育や、社会経済への主流化を通じた取組、地域や世代などターゲットに応じた普及啓発の取組などを工夫する必要がある。 言葉の認知度だけではなく、生物多様性の理念の理解度を高めていく取組が求められる。 <p>(補足) 環境省がR4に実施した全国調査によると、生物多様性という言葉を知っている人の割合は全国で29.4%、九州で25.2%</p>	<ul style="list-style-type: none"> 認知度は33%から37%と4%の微増であり、目標達成に向けて、県民への普及啓発が十分に図られていない。 関係機関との連携による効果的な広報や、地域や世代などターゲットに応じた普及啓発の取組などを工夫する必要がある。 言葉の認知度だけではなく、生物多様性の理念の理解度を高めていく取組が求められる。 <p>(補足) 環境省がH28に実施した全国調査によると、生物多様性という言葉を知っている人の割合は25.3%</p>
	生物多様性地域戦略を策定する市町村数	2市 鹿児島市、霧島市	平成35年度までに 全市町村	7市町村 鹿児島市、霧島市、奄美市大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町	9市町村 鹿児島市、霧島市、日置市、志布志市、奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町	17.1%	<ul style="list-style-type: none"> 策定済市町村は、未だ全市町村の1/4以下であり、目標達成は難しい。一方で、関連する計画として、エコツアー推進全体構想を奄美群島12市町村で策定するとともに、出水市・薩摩川内市・屋久島町では策定中。 未策定の市町村に対しては、策定のメリットや手順などについて、丁寧な助言、情報提供に粘り強く努め、国による財政・技術支援も拡充を求めていく必要がある。 上位計画にあたる環境基本計画等において、<u>生物多様性保全に係る取組を整理することや、関連計画の策定も含めて、取組を促す必要がある。</u> <p>(補足) 南さつま市では平成30年に環境基本計画を策定し、基本施策の一つとして生物多様性の保全を掲げている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 策定済市町村は、未だ全市町村の1/5以下であり、目標達成に向けて着実に進んでいるとは言えない。 未策定の市町村に対しては、策定のメリットや手順などについて、丁寧な助言、情報提供に粘り強く努める必要がある。 上位計画にあたる環境基本計画等において、生物多様性保全に係る取組を整理することも含めて、取組を促す必要がある。 <p>(補足) 志布志市において、生物多様性戦略の策定に向けた検討が進められているほか、南さつま市では平成30年に環境基本計画を策定し、基本施策の一つとして生物多様性の保全を掲げている。</p>
2 重要地域を保全し、自然のつながりを取り戻すための取組	県土面積に対する自然公園の指定割合	9.4%	平成35年度までに 14.4%	13.4%	13.6%(R3.4現在)	94.4%	<ul style="list-style-type: none"> 自然公園の指定割合は、中間評価時点から0.2%増加したが、14.4%までの目標達成まで0.8%あり、<u>目標の達成は困難な状況</u>。また、目標値は全国自然公園面積平均値が元になっているが、その値も14.8%に上昇している。 県立自然公園については、生物多様性保全上で重要な地域を対象に見直し等を実施中で、中間評価以降に、薩南海岸(R3年)及びひみしま(R4年)を新規指定。 	<ul style="list-style-type: none"> 自然公園の指定割合は、目標達成まであと1%であり、指定割合は順調に増加している。 県立自然公園については、生物多様性保全上で重要な地域を対象に見直し等を検討予定。
	鳥獣保護区的面積	71,394ha	現状維持	70,684ha	68,870ha(R4.11現在)	戦略策定時より減少 ※現状維持を目標としているため、達成度の定量的評価は困難。	<ul style="list-style-type: none"> 当該面積は、戦略策定時より約4%減少しており、<u>目標の達成は難しい</u>。減少分は更新時等に指定目的を満たさなくなったものや鳥獣被害の増加によるもの等。 一方、近年のシカやイノシシの個体数の増加を踏まえ、第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき県指定鳥獣保護区の指定目標は61,187haであることから、今後も計画的に鳥獣保護区の指定及び更新を実施していく必要がある。また、近年のシカやイノシシの個体数の増加を踏まえ、柔軟な運用を行っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該面積は、約1%の微減であり、現段階では目標である保護区面積の現状維持を概ね達成できている。 第12次鳥獣保護管理事業計画に基づき、計画的に鳥獣保護区の指定及び更新を実施していく必要がある。 近年のシカやイノシシの個体数増加を踏まえ、柔軟な運用が期待される。

基本テーマ	指標項目	戦略策定時状況(H25)	数値目標	達成状況(中間)	達成状況(R4)	達成度(R4)	最終評価	参考(中間評価)
3 生物多様性情報を蓄積し、科学的に生態系を管理するための取組	5 県本土及び種子島の二ホンジカ生息密度	県本土 37.7頭/km ² 種子島 39.1頭/km ²	5頭/km ² (保護地域)※1 2頭/km ² (調整地域)※2	県本土 20.4頭/km ² 種子島 26.1頭/km ² ※平成29年度の推定密度	県本土 7.4頭/km ² 種子島 5.7頭/km ² ※令和4年度の推定密度	67.6%(県本土) 35.1%(種子島)	・ 生息密度は戦略策定時と比較すると大きく低下しているが、目標達成は難しい。 ・ 第2種特定鳥獣管理計画では、令和8年度中までの保護地域の生息密度頭数の目標を5頭/km ² 、その他の地域を2頭/km ² に設定しており、引き続き、生息密度の減少に努める必要がある。 (補足) 現行のモニタリング手法では保護地域、調整地域別の生息密度の把握が困難であるため、県本土/種子島での生息密度を進捗状況の把握に用いている。 今後、数値目標に準拠した評価を行うための手法等を検討する必要がある。 ※1 自然植生に目立った影響がでない二ホンジカの生息密度(3~5頭/km ²)を参考に、自然公園等の保護地域での管理目標とされた数値。 ※2 農林業被害があまり大きくならない二ホンジカの生息密度(1~2頭/km ²)を参考に、その他の調整地域での管理目標とされた数値	・ 目標数値には至っていないが、生息密度は戦略策定時と比較すると大きく低下している。 ・ 引き続き、特定鳥獣管理計画等に基づき、生息密度の減少に努める必要がある。 (補足) 数値目標は、第2種特定鳥獣(二ホンジカ)管理計画で目標年次を定めず設定された。自然植生や農林業被害への影響が小さいとされる二ホンジカの生息密度の数値である。 現行のモニタリング手法では保護地域、調整地域別の生息密度の把握が困難であるため、県本土/種子島での生息密度を進捗状況の把握に用いている。 今後、数値目標に準拠した評価を行うための手法等を検討する必要がある。 ※1 自然植生に目立った影響がでない二ホンジカの生息密度(3~5頭/km ²)を参考に、自然公園等の保護地域での管理目標とされた数値。 ※2 農林業被害があまり大きくならない二ホンジカの生息密度(1~2頭/km ²)を参考に、その他の調整地域での管理目標とされた数値
	6 生息・生育環境の悪化を理由に鹿児島県レッドリストに掲載されている絶滅危惧種の数	1,222種	現状維持	1,436種	1,436種	戦略策定時より増加 ※現状維持を目標としているため、達成度の定量的評価は困難。	・ 絶滅危惧種の数は大幅に増加しており、目標達成は難しい。 ・ 但し、大幅な増加は、科学的知見の増加に起因するところも大きい。また、県レッドリスト更新に向けた作業に着手できていないため、最新の傾向を評価できない状況にある。	・ 絶滅危惧種の数は大幅に増加しており、目標達成に向けて、順調に推移しているとはいえない。 ・ 但し、大幅な増加は、科学的知見の増加に起因するところも大きい。
	7 指定希少野生動物種	42種	平成35年度までに60種	39種 〔動物12種、植物27種〕	52種 〔動物16種、植物36種〕	86.7%	・ 戦略策定時と比較し、指定希少野生動物種数は増加している。また、令和5年度中の追加指定に向けて検討を進めているところであり、現時点では達成は困難であるが、達成できる可能性はある。 ・ (補足) 絶滅危惧種の種数は減少することが望ましいものであるが、保護を充実させるべきとの観点から、指定希少野生動物種の種数は増加させることを目標としている。	・ 目標達成に向けて、指定希少野生動物種数は増加していない。 ・ 但し、減少の理由は、県の指定希少野生動物種である4種が、国の種の保存法で定める希少野生動物種に指定されたことによる。 県においては、希少種条例に基づき、H30年度に新たに指定希少野生動物種1種が追加されたところ。引き続き、専門家等の意見聞きながら適切に指定、見直しを行っていく必要がある ・ (補足) 絶滅危惧種の種数は減少することが望ましいものであるが、保護を充実させるべきとの観点から、指定希少野生動物種の種数は増加させることを目標としている。
4 生物多様性を支え、生物多様性に支えられる環境文化を継承するための取組	8 『聞き書き』に取り組む団体数	1団体	平成35年度までに50団体	1団体	19団体	36.7%	・ 団体数は中間評価以降、大幅に増加したが目標達成は難しい。 ・ 県立自然公園における環境文化の聞き書き事業等を通じて、これまで13の自然公園で聞き書きが実施されたところであり、今後もこうした取組や人材育成を通じて、聞き書きに取り組む地域・団体が増加するよう、支援等の取組が必要である。	・ 団体数は1団体であり、目標達成に向けて、増加していない。 ・ 平成30年度に鹿児島、大隅、奄美の3会場で聞き書き指導者養成講習会が実施され、環境文化の聞き書きの普及に向けた人材育成が図られた。 今後、講習会の受講者を中心に、聞き書きに取り組む団体が増加するよう、支援等の取組が必要である。
特別テーマ 2つの世界自然遺産を目指す地域としての先進的な取組	9 交通事故や他の生物の捕食による死亡が確認されたアマミノクロウサギの数	約20頭/年 平成21~25年平均	平成35年度までに現状(平成21~25年度・平均)の10分の1以下	54頭 〔・交通事故:34頭 ・他の生物による捕食:20頭〕	175頭 〔・交通事故:147頭 ・他の生物による捕食:28頭〕	-861.1%	・ 近年、交通事故が原因と思われる死亡個体数が増加傾向にあることから、目標達成は難しい。 アマミノクロウサギの保護に関しては、マングース対策やロードキル・防止に向けた普及啓発、ノネコの捕獲・発生源対策など、各種取組が図られているところであり、生息推定個体数が大幅に回復していると予測されているため、相対的に交通事故件数も増加している可能性がある。 ・ 今後、生息推定個体数の回復や、観光客の増加等に伴い交通事故が増加することも想定されることから、より効果的な取組を行うとともに、評価方法を検討する必要がある。	・ 近年、交通事故が原因と思われる死亡個体数が増加傾向にあることや、ノネコ・ノイヌによる影響も減少していないことなどから、目標達成に至っていない。 ・ アマミノクロウサギの保護に関しては、マングース対策やロードキル防止に向けた普及啓発、ノネコの捕獲・発生源対策など、各種取組が図られているところである。 ・ 今後、生息範囲の変化や、観光客の増加等に伴い交通事故が増加することも想定されることから、より効果的な取組を行う必要がある。
	10 奄美群島エコツーリズム推進協議会による認定ガイドの人数	0名	平成30年度までに50名	85名	161名	322%	・ 現段階で目標を達成している。 ・ 引き続き、認定ガイドの質・量面からの充実に努める必要がある。	・ 現段階で目標を達成している。 ・ 引き続き、認定ガイドの質・量面からの充実に努める必要がある。

短期的目標

10年後の鹿児島（2024年）のイメージ

- ① 県内における生物多様性の喪失が生じなくなっており、自然海岸、自然河岸、干潟等の自然の水辺や自然林、二次草原等を増やすための自然再生の取組が住民の参加により始まっている。
- ② 生息・生育環境の悪化や乱獲に起因して、新たにレッドリストに掲載される野生生物の種が生じておらず、人為的要因による新たな種の絶滅も発生していない。
- ③ 県内への侵入が確認された特定外来生物の種数が増加しておらず、マングースを含む2種以上の特定外来生物の根絶に成功している。
- ④ 外来生物問題について県民の理解が進み、新たな侵略的外来生物の意図的な侵入が発生していない。
- ⑤ 鳥獣の専門的捕獲従事者による捕獲体制が市町村単位で整備されており、生息環境の管理と相まって、鳥獣被害の発生を一定規模以下に封じ込めている。
- ⑥ 生物多様性や環境文化についての県民の認知度が大きく高まっている。
- ⑦ 子どもたちが濃密な自然体験を有し、心に残る自然の原風景を持つようになっている。
- ⑧ 生物多様性に配慮した農業生産が各地で取り組まれており、こうした取組によって生産された農作物が県内の小売店において広く販売されている。
- ⑨ 多くの企業のCSR（企業の社会的責任）活動の方針に「生物多様性」が明確に位置付けられている。
- ⑩ 市町村においても、生物多様性地域戦略が策定され、地域の特性に応じた自然環境の保全と持続可能な利用の取組が住民参加で行われている。
- ⑪ 奄美群島が世界自然遺産に登録され、群島全体での持続可能な観光が確立している。
- ⑫ 質の高いエコツアーを通じて、豊かな生物多様性と自然と共生する人間の環境文化を体感できる場所として、屋久島や奄美群島などが国際的に注目されている。
- ⑬ 県内の動植物の調査に関わる人が増え、多くの情報が蓄積されて、その活用が一段と進んでいる。